

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害応急対策の基本方針

第1節 災害応急対策の概要

1 災害応急対策とは

災害応急対策とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行なう」ことであり、消防・水防、警報の発表、避難指示の発令、被災者の救援救助、都市機能の応急復旧等をその具体的な内容とする。

2 震災時における応急期の定義

地震発生後の時間経過から、震災時における応急対策の実施時期を次のとおり定義する。(ただし、被害の程度により数日前後することがある。)

時 期	時間の目安	重 点 事 項
初動活動期	発災～3日間程度	職員の動員、拠点・避難所の開設、被害情報の収集を行い、人命救助、消火活動、混乱防止に注力
応急活動期	4日～10日程度	避難所運営の安定化、インフラ等の復旧
復旧活動期	11日目以降	被災者の生活再建、復興施策の計画及び実行

第2節 災害応急対策活動の方針

大規模な地震が発生すると、広範囲にわたって被害が発生することが予想され、多岐にわたる応急対策活動を実施する必要がある。

このような中で、発災後は、倒壊家屋からの救出や火災の拡大防止と早期鎮圧など、市民の生命、身体を災害から保護することを最優先に実施すると同時に、正確な情報を迅速に把握しつつ、各対策部や拠点との連絡体制を確立することが、災害応急対策活動のその後の成否を決める。

併せて、時間経過とともに必要となる避難措置、給水や物資供給、住宅対策など被害状況に応じた応急対策を適切に実施することが、後の住民生活の安定化につながる。

そのため、本市、防災関係機関、事業者、自主防災組織、市民が一丸となり、状況に応じた的確な判断と迅速な行動を取ることとする。

第2章 災害対応組織の設置

第1節 震災発生時の配備指令の発令

本市域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長等は配備指令を発令する。

配備指令は、「警戒配備」、「災害対策本部1号配備」、「災害対策本部2号配備」、「災害対策本部3号配備」に区分され、各対策部(部局)はその発令に応じた災害活動組織を設置し、応急対策を実施する。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合 	全部局 (※1)
災害対策本部	1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合 	全部局
	2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁が本市で震度6弱の揺れを観測したと発表した場合 ○気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報(特別警報)を発表した場合 ○気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合 	
	3号配備	気象庁が本市で震度6強以上の揺れを観測したと発表した場合	

※1 配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

第2節 災害警戒本部の設置・運営

市長は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて副市長を災害警戒本部長（以下、警戒本部長）とする災害警戒本部を設置し、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整を図る。

1 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部は、「第1節 震災発生時の配備指令の発令」に定める基準により、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときに、必要に応じて設置する。

なお、配備指令発令基準に該当する事象の内容によっては、危機管理課のみ又は危機管理課と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

(2) 設置権限の代行

災害警戒本部の設置は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合（市長が不在又は連絡不能な場合等）については、「第2部第9章第1節 初動体制の強化」に定める職務代行者により行う。

2 災害警戒本部の設置通知

災害警戒本部を設置した場合は、危機管理課はその旨を各部局及び神奈川県に連絡する。

3 災害警戒本部の組織と運営

災害警戒本部は、情報共有や軽微な災害に対する応急対策を目的とすることから、組織構成及び事務分掌は平常時の行政組織による。

(1) 災害警戒本部の構成員

区 分	指名職員	概 要
警戒本部長	副市長	災害警戒本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
警戒副本部長	市長室長	警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
警戒本部員	関係部局長	警戒本部長の命を受け、指示された事務に従事する。
関係部局職員	各部局職員から部局長が指名	本部員の指示に従い、業務を実施する。

(2) 運営権限の代行

災害警戒本部の運営は、警戒本部長の権限により行われるが、警戒本部長の判断を仰ぐことができない場合は、横須賀市警戒本部設置要綱に基づき職務代行者により行う。

(3) 災害警戒本部運営の基本方針

運営事項	概要
警戒本部員会議の開催	警戒本部長は、災害警戒本部を設置したときは、収集した災害に関する情報を共有し、応急対策の方針決定を行うため、警戒本部員会議を開催する。
対応状況等の報告	各部局は、措置事項等について警戒本部員会議で報告する。なお、緊急性を要する事項については、事前に危機管理課に報告するものとする。
被害情報の共有	危機管理課は、被害状況や地震に関する情報などをとりまとめ、警戒本部員会議で報告する。
各部局の対応	災害警戒本部設置時における各部局の所管事務の対応業務内容は、各部局が定める活動細部計画等による。

4 災害警戒本部の廃止

警戒本部長は、次に示す場合は災害警戒本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害警戒本部を廃止した場合は、上記「2 災害警戒本部の設置通知」に準じて関係者に通知する。

区分	概要
市域観測震度によるもの	被害状況の把握が終了し、警戒対応が概ね完了したと認める場合
津波注意報によるもの	気象庁が、発表中の津波注意報を解除し、市内の警戒対応が概ね完了したと認める場合
南海トラフ地震に関する情報によるもの	国からの防災対応の呼びかけ期間が終了した場合

5 災害応急活動への移行

警戒本部長等は、災害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、総合的な災害対策を必要とするときは、災害対策本部を設置するよう市長へ具申する。

第3節 災害対策本部の設置

市長は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、必要に応じて市長を災害対策本部長（以下、本部長）とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を総合的に推進する。

1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、「第1節 震災発生時の配備指令の発令」に定める基準により設置する。

(2) 設置権限の代行

災害対策本部の設置は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合（市長が不在又は連絡不能な場合等）については、「第2部第9章第1節 初動体制の強化」に定める職務代行者により行う。

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所に設置する。

項目	概要
設置場所	横須賀市小川町11番地 消防局庁舎4階 災害対策本部室
代替設置場所	本市消防局庁舎は、免震構造で建築され自家発電装置を備えているため、代替施設が必要になる状況は考えづらいが、万が一の場合には、市役所本庁舎5階正庁等の使用可能な施設にて設置する。

2 災害対策本部の設置通知

災害対策本部を設置した場合は、次により通知する。

通知先	概要
各対策部及び関係機関	総合対策部は、災害対策本部が設置された場合は、その旨を各対策部、神奈川県、隣接市町及び警察署その他防災関係機関に連絡する。
報道機関	本部長は、報道機関に災害対策本部の設置を発表する。

3 災害対策本部の廃止

本部長は、次に示す場合は、災害対策本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害対策本部を廃止した場合は、上記「2 災害対策本部の設置通知」に準じて関係者等に通知する。

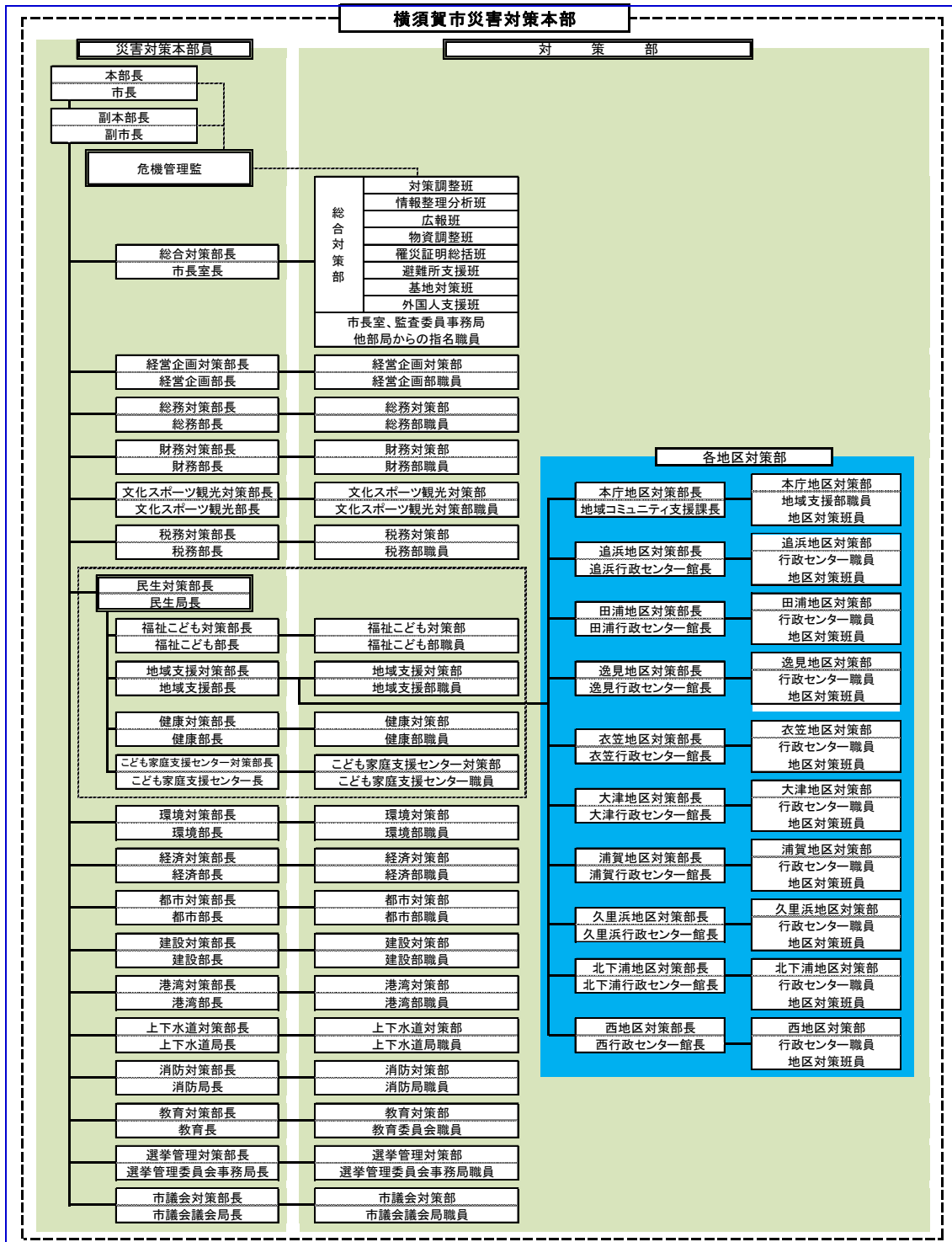
区分	概要
市域観測震度によるもの	災害応急対策が概ね完了したと認める場合
津波警報によるもの	気象庁が発表中の津波警報を解除し、市内の災害応急対策が概ね完了したと認める場合
南海トラフ地震に関する情報によるもの	国からの防災対応の呼びかけ期間が終了した場合

第4節 災害対策本部の組織と運営

1 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は、災害対策本部員会議、対策部、地区対策部に分けるものとし、それぞれの組織における職員を下図のとおり配置する。



※各部に配置されている保健師にあっては、健康対策部に集約配置する。

(2) 災害対策本部の構成員

区分	指名職員	職務概要
災害対策 本部長	市長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
災害対策 副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
危機管理監	危機管理監	市長・副市長を補佐するとともに災害対策本部事務局を指揮する。
民生 対策部長	民生局長	本部長の指示を受け、所管する各対策部の業務を総合調整するとともに各対策部長に対し必要な指示を行う。
対策部長	横須賀市行政組織条例第1条に定める部の長、上下水道局長、消防局長、教育長、市議会議会局長及び本部長が必要と認める者をもってあてる。	本部長の指示を受け、所管する災害応急対策業務の実施にあたり、各対策部職員に対し必要な指示を行う。
副対策部長	各対策部職員から 対策部長が指名する。	対策部長を補佐し、対策部長に事故があるとき、又は対策部長が欠けたときはその職務を代理する。
班 長		対策部長の指示を受け、所管する災害応急対策業務の実施にあたり、班員に対し必要な指示を行う。
副班長		班長を補佐し、班長に事故があるとき、又は班長が欠けたときはその職務を代理する。
班 員		班長の指示に従い、業務を実施する。
地 区 対策部長	各行政センター館長及び地域コミュニティ支援課長	地域支援対策部長の指示を受け、各地区における災害応急対策業務の実施にあたり、職員に対し必要な指示を行う。
地 区 対策班員	各行政センター・地域支援部職員及び総合対策部地区対策部支援班員	地区対策部長の指示に従い、所管する災害応急対策業務を実施する。

2 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各対策部における事務分掌は、「横須賀市災害対策本部運営要綱」に定める他、各対策部が定める活動細部計画等による。

対策部名		所掌する事務
総合対策部	対策調整班	1 災害対策本部の運営に関する事
		2 本部長の指示、命令等の伝達に関する事
		3 県及び関係機関との連絡調整に関する事
		4 自衛隊、警察等による救援の要請及び受入れに関する事
		5 災害救助法に基づく事務に係る手続きに関する事
		6 職員への食料等の支給に関する事
		7 職員の時間外勤務等に関する事
		8 他の公共団体職員の応援要請に関する事
		9 各対策部等との連絡調整に関する事
	情報整理 分析班	1 市民からの通報に関する事
		2 被害情報、災害情報等の収集、整理、伝達及び報告に関する事
		3 被害状況等の情報集計及び報告に関する事
	広報班	1 災害時における広報に関する事
		2 各対策部との広報内容及び報道内容の調整に関する事
		3 報道機関との連絡に関する事
	物資調整班	1 物資等の調達・調整・供給に関する事
		2 物資等の輸送に関し総務対策部との連携・調整に関する事
	罹災証明 総括班	1 被害の認定等の総合調整に関する事
		2 罹災証明の発行手続き等の総合調整に関する事
	避難所支援班	1 避難施設の開設に関する事
		2 避難所運営の支援に関する事
		3 避難者の支援に関する事
	基地対策班	自衛隊と米海軍との連携に関する事
	外国人支援班	外国人避難者の支援に関する事
	経営企画対策部	事務分掌規則に定める経営企画部の業務に関連する災害対応に関する事
	総務対策部	事務分掌規則に定める総務部の業務に関連する災害対応に関する事
	財務対策部	事務分掌規則に定める財務部の業務に関連する災害対応に関する事
文化スポーツ観光対策部	事務分掌規則に定める文化スポーツ観光部の業務に関連する災害対応に関する事	

対策部名	所掌する事務
税務対策部	事務分掌規則に定める税務部の業務に関連する災害対応に関すること
福祉こども対策部	事務分掌規則に定める福祉こども部の業務に関連する災害対応に関すること
地域支援対策部	事務分掌規則に定める地域支援部の業務に関連する災害対応に関すること
健康対策部	事務分掌規則に定める健康部の業務に関連する災害対応に関すること
こども家庭支援センター対策部	事務分掌規則に定めるこども家庭支援センターの業務に関連する災害対応に関すること
環境対策部	事務分掌規則に定める環境部の業務に関連する災害対応に関すること
経済対策部	事務分掌規則に定める経済部の業務に関連する災害対応に関すること
都市対策部	事務分掌規則に定める都市部の業務に関連する災害対応に関すること
建設対策部	事務分掌規則に定める建設部の業務に関連する災害対応に関すること
港湾対策部	事務分掌規則に定める港湾部の業務に関連する災害対応に関すること
上下水道対策部	上下水道局の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
消防対策部	消防局の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
教育対策部	1 教育委員会事務局等の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
	2 総合対策部避難所支援班が行う避難対策への協力・支援に関すること
選挙管理対策部	選挙管理委員会事務局の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
市議会対策部	市議会議会局の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
地区対策部	1 地区の防災活動拠点における災害対応業務の総合調整に関すること
	2 事務分掌規則に定める地域支援部に関連する災害対応業務に関すること

注) 災害発生時は、上記に示した以外の業務や想定を超えた業務量が発生する可能性があり、災害状況や被害発生規模により応援職員が必要となった各対策部は、総合対策部に対し応援要請を行う。総合対策部は応援要請に基づき、災害対策本部員会議で調整の上、災害対策本部長の指示により応援職員の派遣等や必要な措置を講ずるものとする。

(2) 指揮権限の代行

災害対策本部の指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合の災害対策に係る必要な意思決定等については、横須賀市災害対策本部条例第2条第2項及び横須賀市災害対策本部運営要綱第2条第2項に基づき職務代行者により行う。

なお、職務代行者は事後速やかに本部長にこれを報告する。

(3) 災害対策本部員会議の開催

本部長は、災害対策本部の全体の意思決定機関として、災害対策本部員会議（以下、本部員会議）を開催する。

会議の運営に関する基本方針は次のとおりとし、総合対策部は本部員会議の運営が円滑に行われるよう努める。

項目	概要
本部員会議の開催	<p>本部長は、災害応急対策の方針決定を行うため、本部員会議において次に掲げる事項を審議する。</p> <p>なお、被災規模や応急活動状況に応じて、一部の本部員をもって開催するなど効率的な開催に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害応急対策に関すること ○災害情報の収集、伝達及び共有に関すること ○各対策部との連絡及び調整に関すること ○その他災害対策に関すること
各対策部 連絡員の派遣	<p>各対策部は、必要に応じて本部員の補佐として連絡員を本部員会議に派遣する。</p>
被害情報及び 対応状況の共有	<ul style="list-style-type: none"> ○各対策部は、「第4章第2節 災害対策本部での情報の収集」に示す情報を中心に本部員会議で扱うこととし、その内容を別途指定する時間までに総合対策部に報告する。 ○各対策部長は被害情報や活動状況を報告する際は、緊急性、重要性、各対策部の活動との関連性等を判断し的確に報告する。 ○総合対策部長は、応急対策活動の展開や広域応援等の要請を行う上での判断材料となる情報については、とりまとめの上的確に報告する。 ○各対策部は、ライフラインの利用の可否、交通機関の運行状況、道路の通行の可否などの情報提供をする場合は、庁内放送や災害対策本部室内への貼り紙を基本として実施する。
関係機関の出席	<p>本部員会議には、必要に応じて、自衛隊、県警、海上保安部、ライフライン事業者などの関係機関の出席を求める。</p>

○開庁時間に発災した場合の本部員会議の開催の考え方

1回目の本部員会議は発災後数時間後に開催することとし、2回目以降の会議は、日没や夜明けというような状況が変化する時期を契機とし、次のとおり例示する。

	開催時期	主な議題
1回目	発災後3時間	市施設内の市民・職員の負傷状況、火災・がけ崩れ等の発生状況、当面の対処方針の決定及び共有
2回目	日没頃	他都市の状況、他機関への要請状況、夜を迎える際の留意事項
3回目	2日目 8時	火災・がけ崩れ等の再確認、避難所の状況、ごみ処理施設等主要施設の被害状況、医療機関の状況
4回目	2日目 17時	各対策部の人員の過不足の調整、夜を迎える際の留意事項
5回目	3日目 8時	遺体の取扱い方法、救援物資の状況
以降は、状況を踏まえ、1日1回の開催を基本とする。		

○閉庁時間（休日・夜間）に発災した場合の本部員会議の開催の考え方

基本的な考え方は閉庁時間に発災した場合と同様とする、職員の参集に時間を要することと、参集は五月雨的に行われることを踏まえる必要がある。

下表は、22時に発災した場合の例示である。

	開催時期	主な議題
1回目	発災後5時間	職員の参集状況、ライフラインの状況、火災・がけ崩れ等の発生状況、当面の対処方針の決定及び共有
2回目	2日目 8時	1回目会議での確認事項の再確認
3回目	2日目 17時	他都市の状況、他機関への要請状況、医療機関の状況、ごみ処理施設等主要施設の被害状況、夜を迎える際の留意事項
4回目	3日目 8時	各対策部の人員の過不足の調整、避難所の状況、遺体の取扱い方法、救援物資の状況
以降は、状況を踏まえ、1日1回の開催を基本とする。		

（４）各対策部における対策

各対策部は、事前に策定した活動細部計画により、災害発生からの時系列に応じた応急対策を次の留意事項に配慮し実施する。

活動期	概要	
初動活動期	被害状況の把握	被害状況や地震情報を収集し、各対策部における応急対策業務の円滑化を図る。
	応援の要請	応急対策業務量を見極め、状況に応じて協定自治体の職員、国・県等の職員のあっ旋、緊急消防援助隊や自衛隊などの派遣要請を行う。
	災害救助法の適用	被害状況を踏まえ、早期に災害救助法の適用を検討し、災害救助法が適用された場合には、これによる救助を迅速に実施して被災者の生活安定を図る。
応急活動期	長期活動体制の確立	○災害対応が長期にわたる場合、職員のローテーション等により適切な活動体制を構築する。 ○ローテーションの作成にあたっては、避難所運営や被災地外応援部隊との連携に支障が出ないように配慮する。
	応援体制の確立	被害状況に応じて、重点対策部署や多くの人手が必要となる部署を的確に把握し、応援が必要な部署への応援体制の確立を図る。
	被災者救済策の実施	罹災証明書の発行、各種の申請・受取、相談などに対応する窓口を設置する。
	広報活動の推進	市民等の不安軽減のため、適切な情報提供を行うとともに、報道機関やホームページを活用し的確に被災地ニーズを発信し、被災地外救援の適正化を図る。

活動期	概 要	
応急活動期	地域の支援	震災時避難所や自主防災組織との連絡調整を図り、地域に密着した災害応急対策を実施する。
	復興計画等の策定	復興ビジョンを早期に示し、円滑な都市復興を果たすため、プロジェクトチーム等を編成し、復興に係る基本指針や復興計画等を策定する。
復旧活動期	復興体制への移行	避難所の縮小など、応急対策活動の進捗状況により「第4部第1章第4節 震災復興の推進」に基づき復興推進会議を設置し、復興を推進する。
	平常業務の再開	避難所の縮小など、応急対策活動の進捗状況により配備人員等の見直しを行い、順次平常業務を再開する。

3 防災関係機関等との相互連携の強化

(1) 政府現地対策本部等との連携

本部長は、国の非常災害現地対策本部、緊急災害現地対策本部、県の現地災害対策本部等が市内に設置された場合には、連絡員の相互派遣やテレビ会議を活用するなど、十分に連携を図りつつ、機動的な災害応急対策を実施する。

(2) 本市災害対策本部へ派遣された連絡員の活用

総合対策部は、防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため、災害対策本部室内に横須賀市対策調整所を設置し、相互連携を密にした対策の調整を図る。

関係機関	概 要
自衛隊	○発災直後は「神奈川地方協力本部横須賀地域事務所」から連絡官が派遣される。 ○東部方面混成団・通信学校から、災害の規模に応じ、市内での自衛隊活動の調整のために派遣される。
県警察	発災直後は、通行規制の調整、救助活動及び防犯活動の調整のために派遣される。
国土交通省	横浜国道事務所から、道路啓開やその他大型重機が必要となる作業等の調整のために派遣される。
神奈川県	地域県政総合センターから、本市と県の間での災害情報の受伝達を主な目的に派遣される。
米海軍	防災協定に基づいた救援物資の提供、医療サービスや被災者の基地内への受入れなどの調整のために派遣される。
その他関係機関	必要に応じて、災害対応に関する調整のために派遣される。

第3章 職員の配備・参集

第1節 職員の配備

1 職員の配備

各対策部長（部局長）は、「第2章 第1節 震災発生時の配備指令の発令」により市長等が各配備指令を発令した場合、「第2部 第9章 第2節 災害に対する組織体制」によりあらかじめ指定した職員の配備を行う。

2 配備のための非常参集

災害発生時において、職員はあらかじめ指定された配備場所へ参集するものとし、公共交通機関が停止しているときは、徒歩、自転車、バイク等の手段により速やかに参集するものとする。

なお、参集が困難な職員の要件については以下のとおりとする。

配備の対象外職員

職員は万難を排して速やかに参集するものとして、参集を要しない者は、次のとおりとする。

- (1) 公務出張又は旅行等のため非常参集することが困難な者
- (2) 心身の故障により、あらかじめ所属課長等の許可を受けている者
- (3) 災害時に十分な保護を必要とする家族をもち、適当な保護者のいない職員のうち、所属課長等の許可を受けている者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、所属課長等がやむを得ない理由のため参集できないと認められた者

第2節 職員の参集

勤務時間外において、配備指令発令基準に掲げる各事象が発生した場合は、職員は自らや家族等の安全を確保した後、下表により上司等の指示を待つ事なく指定された配備場所に参集する。

区分	配備指令の内容	概要
総合対策部 避難所支援班	災害対策本部 (1～3号配備)の 配備指令	配備体制に基づき、指定された震災時避難所に参集する。 ただし、大津波警報（特別警報）、津波警報、南海トラフ地震臨時情報発表の際は、別途指示に従う。
その他の各対策部(部局)職員	警戒配備以上の 配備指令	各対策部(部局)の配備体制に基づき、指定配備場所、その他各対策部活動細部計画に基づく指定場所に参集する。

* 保健師は災害対策本部（1～3号配備）の配備指令に基づき、健康対策部保健班保健チームに全員が集約され、震災時避難所巡回訪問を中心とした健康支援活動を特命任務として行うことになっている。

第3節 配備・参集の手順及び留意事項等

職員の配備・参集については、「第1節 職員の配備」及び「第2節 職員の参集」によるほか、その手順及び留意事項等を次に示す。

項目	概要
勤務時間内における地震情報等の覚知及び配備	<p>○危機管理課は、県防災行政通信網、テレビ、ラジオ等により市域の観測震度、津波警報・注意報及び南海トラフ地震臨時情報など情報の発表を覚知する。</p> <p>○職員は、総合対策部(危機管理課)による緊急情報メールや庁内放送等による配備指令を確認後、各対策部長(部局長)等の指示により配備に就く。</p> <p>○状況により危機管理課又は関連部局のみで警戒配備を敷く場合は、庁内放送や緊急情報メール等でその旨の通知をする。</p>
勤務時間外における地震情報等の覚知及び配備・参集	<p>○職員は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急情報メールなどにより、市域の観測震度、津波警報・注意報及び南海トラフ地震臨時情報など情報の発表を覚知する。</p> <p>○「第1節 職員の配備体制」に定める配備基準の事象の場合は、各対策部の配備体制に基づき、あらかじめ指定された配備場所に参集し配備に就く。</p> <p>ただし、大津波警報(特別警報)又は津波警報が発表された場合は、安全確保のため、配備の一時見合わせなどの措置が取られるので注意する。</p> <p>○状況により危機管理課もしくは関連部局のみで警戒配備を実施する場合は、緊急情報メール等でその旨の通知をする。</p>
津波警報発表の際の措置	<p>大津波警報(特別警報)又は津波警報が発表された場合で、配備先での職員の安全が確保できないと判断される場合には、各対策部長は該当職員の配備を一時見合わせるなどの措置をとる。</p>
参集ができない場合の措置	<p>職員は、万が一の被災や道路交通の不通等で、あらゆる手段によっても指定配備場所に参集できない場合は、次により対応する。</p> <p>○通信連絡により、所属対策部もしくは平時における所属長に、参集不可能の旨可能な範囲で連絡する。</p> <p>○参集途上で、橋りょうの損壊等により指定配備場所への到達が不可能となった場合は、一時的に最寄りの行政センターに立ち寄り、市の対策状況や被害状況の情報入手に努め、その後の適切な対応ができるようにする。</p>

項 目	概 要
<p>現に災害が発生している際の参集時の留意点</p>	<p>○徒歩、自転車、バイクによる参集を基本とし、自動車は極力利用を避ける。</p> <p>○食料、最小限の衣服、携帯ラジオ、懐中電灯等必要な物品を携帯する。</p> <p>○自宅から参集する際は、特に指示があった場合を除き動きやすい服装とする。</p> <p>○参集途上や対応現場への出向途上において、市民等から救助要請を受けた場合は、次のとおり対応することを基本とする。</p> <p>① 消防職員、地域支援部職員及びこれらに準ずる緊急業務を担当する職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参集や現場への出向を優先とする。 <p>② 上記①以外で緊急性のある業務を担当する職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独力で対応が可能な場合は救助にあたる。 ・独力で対応が不可能な場合は、近隣の市民等に援助要請し、集まった方からリーダー役を選出し、事情を説明した上でその後の救助は市民等に任せ、参集・出向に戻る。 <p>③ 上記以外の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の市民等への援助要請までは②と同様とし、その後周辺の救助が一段落するまではその場に留まり救助活動を行う。

第4章 情報の収集と伝達

第1節 情報受伝達等にかかる基本方針

1 情報受伝達にかかる基本方針

(1) 基本方針

市内全域に被害が広がるような状況の中で、限られた活動部隊や活動資源で最大の効果を上げるには、情報の正確性は欠かすことができない。

しかし、災害発生後は連絡や通報の錯綜や通信機器の損壊などから情報通信能力が低下する。

また、外部の防災関係機関においても同様の状態が発生することが予測されるため、可能な情報通信手段を最大限に活用し、緊密な連携により情報受伝達活動を実施する。

(2) 情報官の配置

各対策部で情報を扱う際には、情報受理の確実な確認と各方面から受理した情報の真偽の確認が必要となる。

そのため、各対策部は、情報処理を一元的・俯瞰的に行う「情報官」を配置し、災害対策本部内全体での適切な情報処理を図ることとする。

2 住民への情報伝達にかかる基本方針

災害時の広報は、住民の不安の解消や市内の混乱防止、市民生活の安定化などのために重要であることから、実情に即した各種情報伝達手段を活用して、速やかに災害に関する情報の伝達や広報を実施する。

第2節 災害対策本部での情報の収集

1 災害発生直後に収集すべき情報

災害による被害の程度を把握することは、その後の応急活動の方針や復旧対策の基礎となるものであるため、各対策部は、災害発生直後に次の事項を中心に情報を収集し、総合対策部に報告する。

項目	災害発生直後
発災状況の 覚知後即時	○人的被害に関する情報 ○火災発生状況 ○公共施設の利用者、職員などの人的被害状況 ○公共施設の物的被害状況

項目	災害発生直後
建物、人的被害、火災発生状況が把握された場合	<ul style="list-style-type: none"> ○火災等の二次災害の発生状況及び拡大の危険性 ○公共交通施設(道路、橋りょうなどの土木施設)の被災状況 ○電気、水道、電話等ライフラインの被害状況 ○津波被害の発生状況 ○住民避難の必要性の有無 ○市民の動向 ○職員の参集及び配備状況 ○その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

2 災害対策本部で収集する情報と優先度

被災地の状況は時間経過と共に変化し、これに合わせ災害対策本部で扱う情報も変化するため、時間ごとに扱う情報と優先度の基本的な考え方を次に例示する。

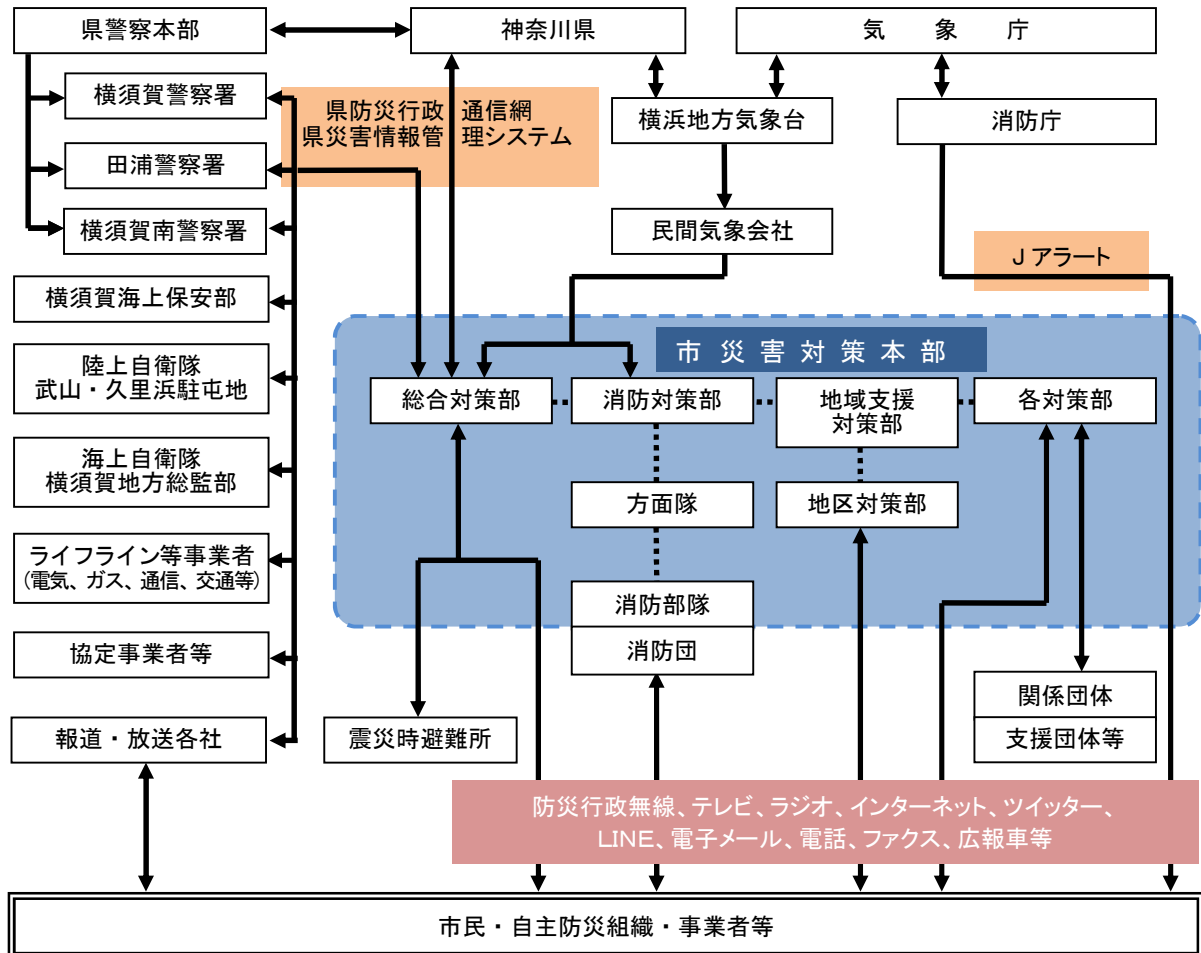
	発災後 3 時間	発災後 12 時間	発災後 24 時間
↑ 高 優先度	<ul style="list-style-type: none"> ○火災の発生状況 ○施設内の市民の負傷状況 ○職員の負傷状況 ○ライフラインの利用可否 ○交通機関の運行状況 ○がけ崩れ・建物倒壊の状況 ○道路の通行可能状況 ○通信手段の状況 ○天候の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○火災の発生状況 ○職員の負傷状況 ○ライフラインの利用可否 ○交通機関の運行状況 ○がけ崩れ・建物倒壊の状況 ○道路の通行可能状況 ○他機関への要請状況 ○国・県の対応状況 ○通信手段の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○火災の発生状況 ○ライフラインの応急復旧見込み ○他都市の被害状況 ○がけ崩れ・建物倒壊の状況 ○地域医療救護所等の状況 ○燃料の不足状況 ○他機関への要請状況 ○交通網の状況 ○通信手段の状況 ○天候の状況
	<ul style="list-style-type: none"> ○市施設の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○市施設の被害状況 ○医療機関の被害状況 ○避難所の状況 ○帰宅困難者の滞留状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○死者・行方不明者数 ○交通機関の復旧見込み ○避難所の状況 ○各対策部の人員の過不足 ○帰宅困難者の滞留状況
↓ 低	<ul style="list-style-type: none"> ○死者・行方不明者数 	常時、テレビ報道からの情報収集	

	発災後 48 時間	発災後 72 時間
↑ 高 優先度	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理施設等主要施設の応急復旧見込み ○燃料の不足状況 ○死者・行方不明者数 ○避難所の状況 ○協定事業者の協力の可否 	<ul style="list-style-type: none"> ○物資の過不足状況 ○燃料の不足状況 ○死者・行方不明者数 ○避難所の状況 ○在宅避難者等の状況 ○協定事業者の協力の可否
	<ul style="list-style-type: none"> ○物資の過不足状況 ○他都市の被害状況 ○医療機関・地域医療救護所の状況 ○通信手段の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○仮設住宅の必要量見込み ○通信手段の状況
↓ 低	常時、テレビ報道からの情報収集	

第3節 情報の受伝達体制の確立

1 情報の受伝達系統

震災時における情報の受伝達系統の概要を次に示す。



2 情報の受伝達体制の確立

地震が発生した場合、各対策部は、直ちに電話、ファクス、防災行政無線等の通信機器の点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び県、警察、ライフラインその他の関係機関との情報連絡体制を確立する。

第4節 災害情報の収集及び報告等

1 情報の収集及び伝達の実施

各対策部及び防災関係機関等は、「第2部第2章第2節 情報通信網の整備」に記載する情報通信手段を活用し、災害情報の収集及び伝達を次により実施する。

項目	概要
地震情報の伝達	総合対策部は、気象庁が発する地震情報(震度、津波発生の有無)を収集し、庁内放送及び緊急情報メール等で直ちに各対策部に伝達する。

項目	概要
総合対策部による情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○総合対策部は、各対策部、警察、ライフライン関係機関、その他防災関係機関との連絡を緊密かつ積極的に行い、テレビ・ラジオを活用しつつ、被害状況の早期把握に努める。 ○総合対策部は、消防局庁舎3階の第2・第3会議室に情報整理・分析班を配置し、市民からの被害通報の受理体制を整える。
所管施設等の被害情報	<ul style="list-style-type: none"> 各対策部は、所管施設や設備等の被害の概況をとりまとめ、第1報として、発災から1時間以内に総合対策部へ報告する。 ○人的被害、職員の参集状況 ○所管施設及び設備等の被害状況 ○事務室の被害状況及び通信の確保の状況
ライフラインの被害情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフライン関係機関は、所管事業に係る被害の概況をとりまとめ、定時ごとに市災害対策本部総合対策部へ報告する。 ○総合対策部は、ライフラインの被害について、急を要するもの及び応急対策のため即時に災害対策本部全体に情報共有が必要な事項は、庁内放送等により伝達を行う。
とりまとめ情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○総合対策部は、各対策部及び防災関係機関、ライフライン関係機関等から報告された被害状況をとりまとめ、災害対策本部員会議で報告する。 ○総合対策部は、関係機関への伝達が必要と判断される取りまとめ情報について、防災関係機関に提供する。
伝令等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 各対策部は、いかなる通信手段も用いることができない場合には、伝令による情報伝達を検討するとともに、伝令のための人員確保ができない場合は、災害対策本部室への掲示も考慮する。
災害対策基本法第54条に基づく対応	<ul style="list-style-type: none"> ○各対策部は、市民等から災害発生のおそれのある異常な現象（地震による建物倒壊、異常水位、がけ崩れ、火災等）の発見について通報を受けた場合又はその通報を受けた関係機関から報告を受けた場合は、総合対策部に連絡する。 ○総合対策部は、上記連絡を受けた場合は、その旨を速やかに県・気象台その他の機関に通報する。

2 神奈川県及び消防庁への報告

総合対策部及び消防対策部は、災害の状況とその措置の概要について、次により速やかに県又は国へ報告する。

項目	概要
県への被害報告	<ul style="list-style-type: none"> ○被害の報告は、総合対策部が県災害情報管理システムにより行うが、同システムが使用不可能な場合は県防災行政通信網FAX等を利用して行う。 ○通信の不通等により県に報告できない状況が発生した場合は、直接国(消防庁)に報告する。

項目	概要
火災・災害等即報要領による報告	<p>○前記とは別に、消防庁「火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する場合には、県に被害の状況を報告する。</p> <p>○災害により多くの死傷者が発生するなど、消防への通報が殺到した場合はその状況を、直接即報基準に該当する場合は被害の状況を、消防庁及び県に報告する。</p> <p>○発災後の第1報は消防対策部が行い、その後の報告は総合対策部が行うことを原則とする。</p>

3 災害情報等の記録

災害情報の記録について、次のとおり規定する。

項目	概要
災害情報の記録	各対策部は、災害情報の受伝達に際しては、緊急度・重要度により整理し、正確に記録しなければならない。
記録映像等の確保	各対策部は、災害応急対策の実施に際しては、必要に応じて画像、映像の撮影を行い、災害画像等の確保に努める。

第5節 市民への情報伝達

1 市民への情報伝達

災害発生時及び発生直後における市民への情報伝達は、次により実施する。

項目	概要
災害発生直後の情報伝達	<p>災害発生直後は、次に示す生存関連情報及び混乱防止情報を中心に伝達を実施する。なお、伝達については「第2部第2章第2節 情報通信網の整備」により被災状況に応じあらゆる手段を活用し実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発生した事案に関する情報 ○住民に対する避難指示等に関する事項 ○市災害対策本部の運営状況、災害救助活動の状況 ○被害状況と被害拡大防止に関する情報 ○避難所、救護所等の支援情報 ○電話回線やライフラインの状況 ○その他混乱防止に関する情報
災害に関する警報などの放送要請	総合対策部は、伝達内容が緊急を要する場合には、災害対策基本法第57条に基づき放送要請を放送事業者に行う。

2 災害広報の実施

災害発生後の応急活動期や復旧活動期においては、情報不足により社会不安や風評被害が生じるおそれがあることから、総合対策部を中心に各対策部が実施する対策について住民等へ積極的かつ適正・確実な方法で広報する。

(1) 災害広報の適正と手段

①音声による広報

受け手側にとっては何かをしながら受け取ることができるという長所があるが、一過性ゆえに聞き逃しや聞き間違いが発生しやすいので留意する。

手段	概 要	
防災行政無線	適するもの	○大津波警報（特別警報）津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報 ○他の広報手段が使用不能な場合
	長所	○市域全域に、即時に伝達可能 ○発災後3日間程度は、常に利用可能
	短所	○聞き取りにくく細かな内容伝達に不向き
広報車	適するもの	○限定された地域の避難指示、給水及び救援物資の配給情報等
	長所	○防災行政無線よりも聞き取りやすい ○特定の地域限定の情報伝達が可能
	短所	○道路が通行不能では使用不可、見込んだ広報が完了しない場合あり ○巡回するための、人手・車両（燃料）が必要
FM放送	適するもの	○大津波警報（特別警報）、津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報
	長所	○市域全域に、即時に伝達可能 ○音声による広報では最も聞き取りやすく、繰り返し放送も可能
	短所	○難聴地区が存在し、ラジオがないと受信できない ○発信する情報量が増加した場合には、情報を取捨選択する必要あり

②文字による広報

文字による広報は、受け手側は能動的な受信が必要という短所があるが、記録が残るので、見逃しや見間違いは音声広報と比較して発生しにくい。

手段	概 要	
ホームページ	適するもの	○情報発信全般
	長所	○細かな情報発信、地図など視覚的な説明も可能 ○市外の方にも伝達可能
	短所	○市民が閲覧できるかは災害の程度による ○市民が必要とする情報に辿りつける工夫が必要
防災情報メール	適するもの	○文字による情報発信全般
	長所	○閲覧の可否はホームページよりも災害の程度に影響されない
	短所	○事前登録が必要 ○輻輳により遅延する可能性あり ○基地局の状況によっては、利用不可の可能性があり ○停電時にはバッテリー保護のために、携帯電話の電源をオフにしている方が多い可能性あり
ツイッター	適するもの	○即時の情報発信全般 ○交通機関の状況や天候
	長所	○拡散性に優れている ○即時性がある ○閲覧の可否はホームページよりも災害の程度に影響されない ○市外の方にも伝達可能
	短所	○うわさやデマが広がる危険性がある

手段	概 要	
LINE	適するもの	○即時の情報発信全般 ○交通機関の状況や天候
	長所	○プッシュ通知のため、受け手側は能動的な受信が不要 ○即時性がある
	短所	○事前登録（アプリのインストール、友達追加）が必要である
テレビの データ放送	適するもの	○文字による情報発信全般
	長所	○閲覧の可否は災害の程度に影響されない ○事前登録が不要 ○輻輳による遅延はない
	短所	○放送局・中継局の状況によっては、利用不可の可能性があり
貼り紙	適するもの	○比較的長時間状況が変化しないもの
	長所	○インフラの被害状況によらない ○誰でも閲覧可能
	短所	○ファクスやメールが利用できない場合、遠隔地の掲出場所には音声による伝達となり、聞き取り間違いが発生する可能性がある ○掲出するための人手・紙が必要
ちらし	適するもの	○給水情報やゴミ収集情報など、自宅等で比較的長期間閲覧するもの
	長所	○インフラの被害状況に影響されない ○誰でも閲覧可能
	短所	○印刷するための機器、紙及び人手が必要 ○印刷場所と配布場所に距離がある場合は運搬が必要 ○印刷枚数に不足が生じた場合、情報格差が発生する
記者会見	適するもの	○全国への救援物資の要請
	長所	○マスコミの個別、さみだれ式な取材の抑止 ○日本全国に向けての情報発信が可能
	短所	○市民に伝達されるかどうかは、マスコミの判断による

（２）生活関連広報の実施時期

被災地の状況変化とともに、被災者のニーズも変化してくるので、生活情報に関する広報については、次の例示を参照し実施する。

時 期	概 要
災害発生後 3日～1週間	○電気、ガス、水道等の復旧状況及び復旧に伴う二次災害の防止に関する情報 ○公共交通機関の復旧情報及び道路の交通規制に関する情報 ○生活の基礎情報（炊出し、風呂等の生活情報、行政サービス情報） ○安否情報 ○相談窓口の情報
災害発生後 2～3週間	○交通やライフライン等の復旧により、軽微な被災であった市民は通常生活を再開することから、通常の行政サービスに関する情報を広報する。 ○避難所等で生活する被災者に対しては、災害関連の情報も併せて提供する。

時 期	概 要
災害発生後 4 週間目以後	○応急仮設住宅での生活が始まるとともに、多くの市民が通常生活を取り戻す時期になり、被災者向けの行政施策情報とそれ以外の市民向けの通常行政サービス情報に分け提供する。

3 公共施設等での広報

不特定多数の利用者が集まる公共施設等の施設管理者は、混乱による二次被害を防止するため、利用者に対して速やかに災害状況や施設状況について広報する。

第6節 報道機関への情報提供

1 災害報道の基本方針

報道機関への情報提供は、被災地からの情報発信という点でその効果は極めて大きいことから、早期に報道機関に対する発表が行える体制を確立し、状況の変化に応じた発表及び要請を行う。

2 災害報道の手段とその内容

災害報道は総合対策部を窓口として、次のとおり報道機関への情報提供を行う。

(1) 情報提供の方法等

種 別	概 要
情報提供方法の設定	総合対策部は、災害発生後に報道発表の時間や記者会見の方法、提供情報の一元化など情報提供方法を定める。
プレスセンターの設置	総合対策部は、本庁舎1号館4階記者クラブに災害時プレスセンターを設置し、報道機関に対して災害及び対策に関する情報を発表する。
記者発表	市民への要請など特に重要な情報の発表については、原則として本部長が記者会見等により行うものとする。

(2) 情報提供の目的と内容

項 目	概 要
発表事項	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置、市の活動体制及び活動状況 ○地震、余震、津波に関する情報 ○各種被害の状況(発生内容、箇所、件数など) ○避難状況 ○医療関連情報(受け入れ可能な病院など) ○食料、飲料水、生活関連物資の供給状況 ○ライフライン、道路交通機関の状況(被害状況、復旧見通しなど)

項目	概要
要請事項	<ul style="list-style-type: none"> ○社会秩序保持のための市民への呼びかけ(出火防止、パニック防止、人命救助、相互援助、不要不急の行動の控えなど) ○二次災害が予想される地域などへの警戒 ○被災地外地区への支援呼びかけ ○流言飛語(デマ)や風評など混乱情報の打ち消し

第7節 被災者支援窓口の設置

1 被災者支援窓口の設置

地区対策部は関係対策部と連携し、復旧状況や被災者のニーズによって変化する申請や相談等に対応するため、本庁及び各行政センターに被災者支援窓口を設置する。

項目	概要
予定される申請事項	<ul style="list-style-type: none"> ○罹災に関する証明書の申請・交付 ○被災住宅に関する申請(応急仮設住宅、住宅修理等) ○災害見舞金及び災害援護資金の申請・交付
想定される相談内容	<ul style="list-style-type: none"> ○安否確認(家族の消息、捜索依頼、死亡者リストとの照会等) ○医療相談(病院等のあつ旋、その他の医療相談) ○住宅相談(一般廃棄物の除去、修理・解体等) ○各種融資相談(税の軽減、減免、融資に関する相談) ○法律相談(借地借家、相続、その他権利関係等)
窓口の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○地区対策部は、相談内容は多種多様となる可能性があるため、各対策部や関係団体からの職員の派遣等の応援を求め対応する。 ○被災者支援窓口で処理できない内容は取りまとめの上、総合対策部に送付する。

2 要望等への対応

総合対策部は、被災者支援窓口等から受けた要望や意見等について取りまとめ、全庁で共有する。

各対策部は、寄せられた要望や意見等を分析し、応急対策や復旧対策に反映させるとともに、課題解消に向け県や関係機関と連携する。

第5章 避難対策

第1節 避難対策等にかかる基本方針

1 住民の避難対策にかかる基本方針

地震災害時に、危険区域にある市民を安全地域に避難させ、人的被害の軽減と避難者の援護を図る。

なお、市域で震度5強以上の地震が観測された場合には、全震災時避難所を開設する。

2 帰宅困難者の解消にかかる基本方針

帰宅困難者対策の基本は、企業、学校など事業所や組織の責任において帰宅困難者の抑止に努めることである。

しかし、大規模な震災により交通障害が発生した場合には駅周辺等に帰宅困難者が滞留することを想定し、関係機関と連携し帰宅困難者対策にあたる。

第2節 避難指示の発令

1 避難指示

市長等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために避難の必要があると認めるときは、次により避難指示を発令する。

(1) 発令基準

種別	概要
避難指示	○気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報を「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に発表した場合 ○地震災害により住民の生命に危険が認められる場合

(2) 実施者

市長は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、危険地域の住民に対して避難を指示する。（災害対策基本法第60条）

なお、市長不在時等の代行者については、下表によるものとする。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	市長の判断を仰ぐいとまがない場合や、市長が不在の場合には、副市長等の職務代理者が市長の権限を代行し実施し、実施後その旨を市長に報告する。

代行者	概要及び法的根拠
県知事	災害により市長が避難指示の措置を実施できない場合には、災害対策基本法に基づき、県知事が市長の措置を代行し、県知事代行の旨を公示し、市長に通知する。
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、市長等が避難指示を行ういとまがないとき、又は市長等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると認めるときは、直ちに当該地域の住民に対して避難指示を行う。なお、実施後は直ちにその旨を市長等に通知する。(災害対策基本法第 61 条) 警察官は、人身又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置等の措置を講じることができる。この場合、その旨を県公安委員会に報告する。(警察官職務執行法第 4 条)
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、自衛隊法に基づき、直ちに当該地域の住民に対して避難指示を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を市長等に通知する。

(3) 避難指示の伝達

実施者は、避難指示の実施の際には、次の事項を対象住民等に伝達する。

ただし、津波到達までに時間的余裕がない場合等については、防災行政無線により高台への避難を呼びかけるのみの対応とする。

また、総合対策部は、避難指示が対象者へ的確に伝達されるよう関係対策部及び関係機関と緊密な連携を行う。

項目	概要
避難指示の伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ○実施責任者 ○避難事由(危険の状況)及び避難すべき対象区域 ○避難先(市長が必要と認めるとき) ○避難経路 ○注意事項(服装、携行品、火気の始末、ブレーカーの遮断等)
住民等への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象世帯数等に応じて、自主防災組織、警察、消防対策部、消防団等との緊密な連携のもと、防災行政無線、防災情報メール、広報車、各戸呼びかけ、FM放送などを用いて実施する。 ○発令内容を市ホームページへ掲載する。 ○緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条に基づき放送事業者への協力要請を行う。
関係機関等への連絡	避難指示を発令する場合は、警察、海上保安部、自衛隊など必要な関係機関及び関係対策部にその内容を連絡する。

(4) 県知事への報告

市長は、避難指示を発令したとき、もしくは警察官、海上保安官や自衛官が避難の指示を実施したと通知を受けたときは、速やかに次の事項を県災害情報管理システムもしくは県防災行政通信網FAX等により県知事へ報告する。

項目	概要
県知事への報告事項	○避難指示の発令者 ○発令日時 ○発令の理由 ○避難対象区域、避難対象世帯数及び人員数 ○避難先の名称及び所在地

(5) 避難指示の解除

市長は、避難の必要がなくなると認めるときは、避難指示を解除し、直ちに公示その他の方法で対象区域の住民に伝達し、解除した旨を県知事へ報告する。

2 警戒区域の設定

市長等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定する。

(1) 実施者

市長は、災害の状況により特に必要と認めるときに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを制限又は禁止、及び退去を命じる。(災害対策基本法第63条第1項)

なお、市長不在時等の代行者は、下表により事前に定める。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	市長の判断を仰ぐいとまがない場合や、市長が不在の場合には、副市長等の職務代理者が市長の権限を代行し実施し、実施後その旨を市長に報告する。
県知事	災害により市長が警戒区域の設定の措置を実施できない場合には、災害対策基本法に基づき、県知事が市長の措置を代行し、県知事代行の旨を公示し、市長に通知する。
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、警戒区域の設定を行う市職員等が現場にいないとき、又は市長等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると認めるときは、災害対策基本法第63条第2項に基づき、警戒区域の設定を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を市長等に通知する。

代行者	概要及び法的根拠
自衛官	<p>災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、災害対策基本法又は自衛隊法に基づき警戒区域の設定を行う。</p> <p>なお、実施後は直ちにその旨を市長等に通知する。</p>

(2) 警戒区域の明示

総合対策部は、警戒区域を設定した場合は、ロープ張り、立看板等により設定区域を明示する。

また、避難に関する情報伝達と同様に、必要な情報を設定区域の居住者等に伝達する。

(3) 避難所への受け入れ

総合対策部は、警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民がいる場合は、必要に応じて避難所を開設して受け入れを行う。

(4) 警戒区域の解除

市長は、応急対策が終了するなど、警戒区域の設定を継続する必要がなくなったと認めるときは、警戒区域を解除する。

なお、総合対策部は、警戒区域が解除された場合は直ちに対象区域の住民に伝達する。

3 避難の実施

(1) 震災時における避難の原則行動

市民は、震災時の災害特性を考慮し、次に定める避難原則行動をとる。

項目	概要
徒歩の原則	避難時は、自家用車の使用を避け徒歩で避難する。
自己判断の原則	震災により倒壊家屋や道路の寸断等が予想されることから、避難所は状況に応じて自己の判断により選定する。
津波からの避難	海岸付近で大きな揺れや長い周期の揺れを感じた場合は、津波警報の発表を待たずに、海岸から離れた高台等へ避難する。
大規模火災からの避難	地震発生後に、大規模な延焼火災が発生した場合には、住民の自己判断又は避難指示により広域避難地へ避難する。
集団避難の原則	地域の一時避難地から震災時避難所もしくは広域避難地への避難は、二次災害から身を守るため、自主防災組織の主導による集団避難を原則とする。

(2) 避難誘導の実施

避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った場合には、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、避難経路の安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路での避難誘導実施に努める。

避難対象	避難誘導実施者
住民	消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織
学校施設、保育施設	教職員
社会福祉施設	施設職員
事業所等	施設の防火管理者、管理責任者、施設管理者等

第3節 震災時避難所の開設・運営

1 震災時避難所の開設

震災時避難所は、地震の発生が勤務時間内外の場合に応じて適切に開設する。

なお、大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表された場合には、浸水が予測される避難所の開設を一時見合わせる等の措置を行う。

区分	概要
勤務時間内	<ul style="list-style-type: none">○施設管理者は、発災直後で避難所支援班の到着を待ついとまがない場合には、施設管理者の判断で避難者の受入れに必要な措置を実施する。○総合対策部は、震度5強以上の地震が観測された場合には、震災時避難所の開設準備のため、避難所支援班に指名した職員を派遣し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。
勤務時間外	<ul style="list-style-type: none">○避難者は、発災が夜間や休日などの時間帯で、地域内の被害が甚大であり、避難所支援班や施設管理者の到着を待ついとまがなく、避難を優先させる場合に限り、震災時避難所運営マニュアルの手順により施設の安全性を確認した後、体育館を開放し避難する。○避難所支援班に指名された職員は、震度5強以上の地震が観測された場合には、指定された震災時避難所に参集し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。なお、発災直後で施設管理者の到着を待ついとまがない場合には、避難所支援班の判断で避難者の受入れに必要な措置を実施する。

2 災害救助法が適用された際の対応

災害救助法が適用され、「避難所の設置」及び「炊き出しその他による食品の給与」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき、実施する。

3 避難者の受入れ

震災時避難所への避難者の受入れは、次を基本として実施する。

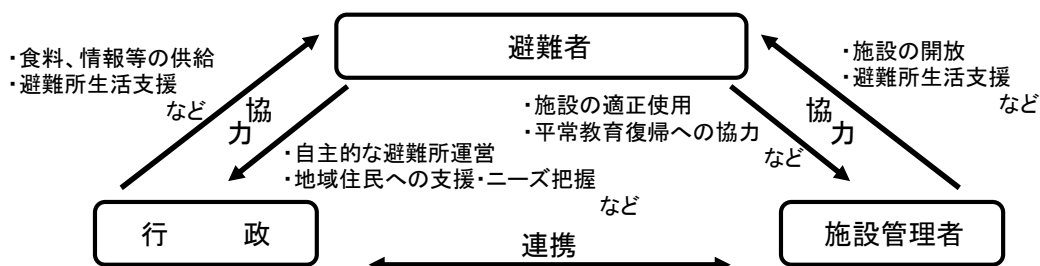
項目	概要
避難者情報の収集・報告	○避難所支援班は、震災時避難所運営委員会の活動を通じて、避難者カードにより避難者の住所、氏名、健康状態・負傷の有無などの情報を把握する。 ○避難所支援班は、避難者情報を集計し総合対策部（避難所支援班）へ報告する。
避難者への情報提供	避難所支援班は、避難者及び施設管理者と協力して、掲示板等により災害対策本部からの被害情報などを避難者に提供する。
避難所の状況報告	避難所支援班は、避難者の状況、避難所周辺の被害状況、食料、飲料水、生活必需品の需給状況などについて、利用可能な通信方法により定期的に総合対策部（避難所支援班）に報告する。
被災住民以外の受入れ	○震災時避難所は、地域の被災住民を受入れる場所であり、帰宅困難者を受入れ、限られた避難スペースや物資等を提供して支援することは、運営能力を超え混乱を来すおそれがある。 しかし、支援を求める帰宅困難者等が来所した場合は、一時滞在施設が開設されるまでの間、一時的に受入れを行う。 ○避難所支援班は、帰宅困難者用の一時滞在施設が設置された段階で移動を促すが、二次被害の危険があり誘導が必要な場合には、「第2節3 避難の実施」に準じ実施する。

4 震災時避難所運営委員会の設置

避難所の運営は、避難者が中心に行うことを原則とし、避難所開設後、避難所に避難してきた避難者、参集した避難所支援班の職員、施設管理者は適宜、事前に策定した震災時避難所運営マニュアルに基づく「震災時避難所運営委員会」（以下、運営委員会）を編成し、避難所の自主運営体制を確立する。

なお、総合対策部（避難所支援班）及び施設管理者は、自主運営体制が確立した場合でも、常に避難者と連絡調整を図り、相互の協力・連携のもとに避難所の運営支援を行う。

【運営委員会の関係図】



5 避難所の運営管理

震災時避難所の運営管理は、次を基本として実施する。

項目	概要
避難生活の維持	運営委員会は、事前に策定した震災時避難所運営マニュアルに基づき、震災時避難所の安全かつ秩序ある運営に努める。
運営委員会の活動	運営委員会は、朝・夕にミーティングを行うなど、避難者、行政、施設管理者の3者の連携を深め、安全かつ秩序ある避難所運営に努める。
地域への支援	運営委員会は、避難所内外の避難者の生活支援のため、救援物資、飲料水及び情報などの提供を行う。
食料等の供給	○総合対策部は、避難者情報に基づき、避難所への、食料、生活関連物資、飲料水の提供について、「第9章 食料・生活関連物資等の供給」及び「第10章 飲料水等の供給」に基づき関係部局と連携し実施する。 ○調達した食料や生活必需品は、各震災時避難所において運営委員会が配給する。
一時的な避難者の帰宅	運営委員会は、避難所の効率的な運営を図るため、一時的に避難した住民のうち、火災等による危険が去り、自宅が被害を免れたか軽微であった者は、自宅への帰宅を促す。
一次福祉避難所の開設	運営委員会は、必要に応じて施設管理者や避難所支援班員と協力し、「第5節 要配慮者の避難対策」に定める一次福祉避難所を開設する。
保健体制の整備	健康対策部は、避難所に保健師などを巡回させ、避難者の健康管理、健康相談などを実施し、健康レベルの維持向上、震災関連死の防止に努める。
生活関連機器の設置	総合対策部は、避難が長期にわたる場合は、状況に応じて、テレビ、空調機器、冷蔵庫などの生活関連機器を調達する。
衛生管理	健康対策部は、学校グラウンド、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場などを設置するなど、被災者の衛生管理に努める。 また、避難所での食料の管理、炊き出し時等の衛生指導を行う。
感染症対策	運営委員会は「新型コロナウイルス感染症を踏まえた震災時避難所の開設・運営のポイント」に基づき、感染拡大の防止対策を行う。
プライバシー、LGBTや要配慮者への配慮	○運営委員会は、世帯間の間仕切りの設置などプライバシーに配慮するとともに、男女別の更衣室やトイレ、授乳室を設置などの配慮に努める。また、様々な性自認や性的指向があることを踏まえ、本人が公にしていない性自認等を他人に知らせて（漏らして）しまうことのないよう配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点を持つよう努める。 ○要配慮者が生活しやすくなるよう段差の解消等バリアフリー化に努める。

※LGBTとは

本計画では、性的マイノリティの呼称として認知度が高いとされる「LGBT」を使用しています。
L＝レズビアン（女性同性愛者）、G＝ゲイ（男性同性愛者）、B＝バイセクシュアル（両性愛者）、
T＝トランスジェンダー（体の性別と心の性別が異なる人やそのことに違和感がある人）

項目	概要
ペットの避難対策	○健康対策部及び運営委員会は、「第8章第5節 ペット対策」に基づき、避難所におけるペットの飼育場所を指定するなど、適正な飼育環境の確保に努める。 ○飼育については飼主の責任において行うが、必要に応じてボランティア等への協力を求める。
防犯対策	○総合対策部は、避難所における防犯対策を推進するため、警察と連携し、各避難所への巡回パトロールを実施する。 ○運営委員会は性暴力やDVの発生について注意喚起し、女性や児童の安全に配慮するよう努める。
震災時避難所の追加開設	総合対策部は、震災時避難所の避難者用スペースが不足する場合、関係対策部と調整の上、付近の災害応急施設を選定し、追加の震災時避難所を開設する。 なお、同じ施設内に追加の一次福祉避難所を開設する。

6 避難所の統合

総合対策部は、仮設住宅への入居等により避難者が減少したときは、地域単位に避難所を統合する。

また、避難所への受入れ期間の長期化が見込まれ、教育活動の再開に支障を来す場合には、他の対応可能な避難所へ統合する。

7 避難所の早期解消

震災時避難所の設置は応急的なものであるため、関係対策部は連携して応急住宅の提供や避難者の生活再建支援を積極的に行うことで避難所の早期解消を図り、学校教育の早期回復に努める。

なお、総合対策部は、避難所を閉鎖したときは、関係対策部、県知事、防災関係機関等に通知する。

8 市外での避難者の受入れ要請

総合対策部は、本市で指定している避難所のみでは、避難者を受入れることができない場合には、県又は相互援助協定締結市に対し、避難者の受入れを要請する。

第4節 避難所外避難者の支援

1 避難所外避難者の把握

総合対策部は、公共的空き地や町内会館、車中など、震災時避難所以外に避難をしている住民（以下、避難所外避難者）について、各対策部や関係機関の協力を得て把握を行う。

2 避難所外避難者の支援

総合対策部は、把握した避難所外避難者への情報伝達や食料・物資の提供等の支援について、近傍の震災時避難所の運営委員会に指示する。

なお、避難所外避難者への食料・物資の提供等の支援については、原則として震災時避難所において実施する。

第5節 要配慮者の避難対策

1 震災時における要配慮者避難対策の基本方針

高齢者や障害者、妊婦や乳幼児、言葉や文化の違いがある外国人など、災害による影響を大きく受ける可能性のある方についての支援は、その影響を類型化して対応することとし、特に高齢者や障害者については、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を念頭に対応する。

2 高齢者と障害者の避難支援

要配慮者の安否確認や避難誘導に当たっては、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」の近隣支援者をはじめ近隣住民が中心となり実施する。近隣支援者等は、地震による災害発生時に、要配慮者へ必要な情報を伝えるとともに避難所等への誘導を行う。

3 妊婦と乳幼児の避難支援

自助及び近隣住民による共助を基本とする。

4 福祉避難所

避難所となる体育館等での集団生活では支障がある場合には、運営委員会の判断により、施設内の他の教室等の区画を提供する。その際、要配慮者の障害特性等を踏まえた対応をする。

(1) 一次福祉避難所の開設と運営等

項目	概要
設置の概要	各震災時避難所となる小中学校の体育館をパーティションで仕切り確保したスペース、教室、多目的室等を活用する。
開設時期	震災時避難所設置後、必要に応じて速やかに開設する。
開設者・運営	運営委員会が開設し、震災時避難所への避難者、家族による自主運営とする。
主な対象者	体育館等での集団生活が難しい高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等のうち特別な配慮が必要な避難者とする。

項目	概要
利用者選定方法	○各運営委員会が判断する。 ○判断にあたっては、福祉こども対策部が提示する「一次福祉避難所設置ガイドライン」を参考にした上で、身体的・精神的状況、及び他の避難者への影響等を考慮する。

(2) 二次福祉避難所の開設と運営等

項目	概要
設置の概要	ニーズの共通性や障害特性に対応する障害別の避難所とする。
開設時期	地震発生後3日以内の開設を目指す。
開設者・運営	○福祉こども対策部が開設し、福祉こども対策部及び避難者の保護者による自主運営とする。 ○配置する職員は、全体統括する事務職、看護師、介護福祉士、社会福祉士等の専門資格を有する職員及びケースワーカー等とする。(保健師は巡回により支援を行う。)
主な対象者	一次福祉避難所では対応が難しいが、家族がいれば生活できる高齢者・障害者とする。
利用者選定方法	各一次福祉避難所を巡回する保健師等が判断する。

(3) 三次福祉避難所の開設と運営等

項目	概要
設置の概要	協定による入所施設及び通所施設とする。(含：かがみ田苑)
開設時期	地震発生後3日以内の開設を目指す。
開設者・運営	協定に基づき各施設の管理者が開設し、次のとおり運営する。 ○入所施設については、協定施設が運営する。 ○通所施設については、家族の協力のもと協定施設が運営する。
主な対象者	二次福祉避難所での対応が難しい、ほぼ寝たきりの高齢者・障害者及び一人での生活できず介助が必要な障害者とする。
利用者選定方法	○一次・二次福祉避難所を巡回する保健師等が判断する。 ○医療が必要な障害者等は、原則として、応急二次病院、災害医療拠点病院へ搬送する。

(4) 福祉避難所の統廃合

福祉こども対策部は、福祉避難所への避難者が減少したときは、震災時避難所と同様に避難所の統廃合を図る。

5 外国人の安全確保

言葉や文化の違いにより災害時において適切な行動がとりにくい外国人への対応について、次のとおり行う。

区 分	概 要
通訳・翻訳 スタッフの 確保	総合対策部は、災害多言語支援センターを設置し、外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう通訳や翻訳スタッフ等を確保する。
情報提供	総合対策部は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、外国語による情報提供を行う。 また、災害多言語支援センターにおいて、通知文などの発行、相談窓口の開設等による生活情報の提供を行う。

第6節 帰宅困難者等への対応

大規模な地震災害により交通障害が発生した場合、主要駅周辺、民間特定施設等に帰宅困難者が滞留することが予想される。

総合対策部は、帰宅困難者発生状況を把握し、状況に応じた対策をとりまとめ各対策部に伝達するとともに、帰宅困難者解消のための総合的な対策を県と連携し実施する。

1 帰宅困難者及び滞留者への対応

項 目	概 要
帰宅困難者の 安全確保	○駅、デパート等の利用者の多い施設管理者は、地震による利用者等の混乱を防止するため、自らの施設を有効活用する。 ○帰宅困難者が多数発生し、自らの施設に留めることが困難な場合は、必要に応じて警察官等の協力を得て安全な場所へ誘導する。
情報等の提供	総合対策部は、主要道路その他の被害状況及び安全に帰宅するための公共交通機関等の復旧状況等の情報を提供し、徒歩帰宅者の安全で円滑な帰着を支援する。
帰宅支援 ステーション との連携	総合対策部は、「九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション」事業者による帰宅支援が円滑に実施されるよう、当該事業者及び県と連携を図る。
応援の要請	総合対策部は、帰宅困難者が多数発生し、かつ陸路の被害等により市外への自力帰宅が困難な場合には、自衛隊、船舶関連企業等に対して海路による帰宅支援の要請を行う。

2 一時滞在施設の開設および帰宅困難者の誘導

項 目	概 要
一時滞在施設 の開設	総合対策部は、終日にわたり公共交通機関の運行見込みがない場合は、帰宅困難者の一時的な収容の協定を締結している主要駅近傍の一時滞在施設に帰宅困難者の収容を依頼する。
帰宅困難者の 誘導	総合対策部は、一時滞在施設の開設状況を各主要駅及び警察等に伝達し、帰宅困難者の一時滞在施設への誘導について依頼する。

第6章 消防・救急対策

第1節 地震災害時における活動方針

1 火災対応優先の原則

震災時においては、火災、救助、救急といった事案が同時に多発し、災害全般に対し消防力が劣勢になることが懸念される。

このような状況下で、人的・社会的被害を最小限に食い止めるに必要な消防の任務は火災の早期発見と一挙鎮圧を最優先とし、初動時においては全組織力を挙げて消火活動に着手することを活動の方針とする。

2 消防団及び地域における自主防災力の活用

震災対応力の強化、特に初動における火災・救助への対応力の強化を図るため、消防団及び各地域の自主防災組織、企業等の自衛消防組織等との連携及び役割分担を行い、効果的に活動する。

3 災害活動組織

消防対策部は、震災に対処するための消防活動組織として、次のとおり設置し、本章に定める対策を実施する。

なお、震災警防本部、方面隊の編成及び任務は、別に定める災害活動組織編成計画及び震災時災害活動計画により定める。

組織区分	組織の長の名称	対象者
警防本部	警防本部長	消防局長
方面隊	方面隊長	消防署長

第2節 消火活動

1 消火活動の基本方針

震災時の災害特性を考慮した、消火活動の基本方針を次のとおり定める。

なお、震災時の消火活動の要領は別途定めるものとする。

項目	概要
火災の早期鎮圧	火災を初期のうちに鎮圧することが大火災を防ぐ最大の方策であり、早期発見と一挙鎮圧を図る。
水利の確保	地震により、消火栓は使用できないことが予想されるため、原則として防火水槽、プール、河川等を利用する他、遠距離送水活動を考慮する。
避難者の安全確保	延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難道路確保のための活動を行う。

項目	概要
重要地域の優先	複数同時に延焼火災を覚知した場合は、木造建物密集地域や中心市街地など、重要かつ危険度の高い地域を優先に活動する。
市街地火災活動の優先	大規模な工場、大量危険物貯蔵施設等の大規模建築物から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地の延焼火災を優先とし、これを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたる。ただし、高層建築物で不特定多数を収容する対象物等から出火した場合は、特殊車隊を活用し、人命の救助を優先に活動する。
消防力が優勢の場合	火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。
消防力が劣勢の場合	火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、人命の安全確保を最優先とし、道路等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第3節 救助活動

1 救助活動の基本方針

震災時の災害特性を考慮し、救助活動に係る基本方針を次のとおり定める。

なお、震災時の救助活動の要領は別途定めるものとする。

項目	概要
人命救助の優先	震災時における救助活動は、人命にかかわる救助事象に優先して活動する。
火災現場付近の優先	火災発生後の救助活動の困難性や人命の危険を踏まえ、火災現場付近を優先して活動する。
住民等との協力	倒壊家屋からの救出救助や救出した負傷者の搬送については、消防団員、地域住民等の協力をもとめつつ実施する。
救助効率の重視	同時に複数の救助事象が発生した場合は、原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事象に主力を注ぎ活動する。
多数人命危険対象物の優先	高層ビル等で不特定多数の者を収容し、パニック等により多数の人命危険が予想される対象物における事象に優先して活動する。
救命処置必要者の優先	現場トリアージにより、救命処置が必要で、救命処置により救命が可能な者を優先して救出する。
要配慮者の優先	要配慮者を優先して救出救助を実施する。
二次災害の防止	がけ崩れ現場等、余震等による二次災害の危険が高い現場における救出救助においては、見張りや地震感知器を使用するなど、二次災害の防止策をとった上で実施する。

2 救助事象の把握

震災時の災害特性を考慮し、救助事象の把握は次のとおり実施する。

項目	概要
覚知方法	119番、参集職員、情報収集バイク、消防団員、通行人、警察官など、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。
優先対象物	病院、学校及び福祉施設、大規模店舗、旅館・ホテル、劇場・映画館、その他方面隊長が必要と判断する対象物の救助事象の把握に努める。

3 救助活動体制

救助活動体制は、火災の発生状況に応じて、次により柔軟に実施する。

項目	概要
発災初期の活動体制	被害状況が把握されるまでの間は、勤務中の救助隊員及び救助隊員経験者により編成した部隊により署所周辺の救助を行い、また積極的に大規模救助事象の発見に努める。
火災が少ない場合の体制	火災発生件数が少なく、編成隊で十分対応が可能であり、救助事象が多発する場合は、早期にポンプ車隊等を救助隊に転用して救助体制を強化する。
出動途上の注意事項	救助出動途上において、火災に遭遇した場合は、直ちに方面隊へ報告するとともに、原則として次により対応する。 ○ポンプを有している場合は、消火活動に従事する。 ○ポンプを有していない場合は、消防団、自衛消防組織などの保有する可搬ポンプを活用して消火活動に従事する。

第4節 救急活動

1 救急活動の基本方針

震災時の災害特性を考慮し、救急活動に係る基本方針を次のとおり定める。

なお、震災時の救急活動の要領は別途定めるものとする。

項目	概要
救命活動の優先	救命活動を優先し、救命処置を必要とする緊急度及び重傷度から判断し、その高い者から優先して実施する。
多数傷病者への対応	多数の傷病者が同時に発生した場合には、トリアージタグを使用して搬送の優先順位を決定し、医療機関等への円滑な搬送を行う。

項 目	概 要
要配慮者の優先	症状が同程度の負傷者にあつては、要配慮者を優先して処置・搬送を実施する。
傷病者搬送の実施	傷病者の搬送は実働救急車、非常用救急車によることを原則とするが、傷病者が多発し搬送する必要がある場合は、人員搬送者、広報車、その他傷病者搬送に適する車両を用いて効率的な搬送を実施する。
広域的な救急活動	被災地内の医療機関が被災した場合や、多数の傷病者により医療機関に収容ができない場合には、消防対策部の調整により、被災地外後方医療機関へ搬送する。

第7章 医療救護対策

第1節 医療救護活動にかかる基本方針

1 基本方針

地震災害時には、多くの負傷者が発生し、医療機関が混乱することが予想されることから、被災者の生命の安全を確保するため応急的に医療を施し、被災者の保護の万全を図る。

2 災害救助法の適用等

災害救助法が適用され、「医療」及び「助産」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施し、その他の医療救護活動の必要があるものについては県知事に要請する。

災害救助法が適用されない場合は、災害救助法に準じ、本章に基づく措置を実施する。

第2節 医療救護体制

1 応急救護の実施

消防対策部は、災害発生当初の交通・通信網の遮断を想定し、効率的な救急処置を実施するため、救急隊が配置されている消防署及び出張所に一時的な応急救護所を設置し、簡易的な応急手当を行うとともに、医療施設に関する情報を提供し自主防災組織等による救護活動を支援する。

2 医療救護活動の実施

健康対策部は、医療救護活動の実施にあたっては、市医師会と連携して次の活動を行う。

項目	概要
医療機関の被災・活動状況の把握	○病院、診療所などの被災状況の把握を行う。 ○医師をはじめとする医療スタッフの稼働状況、不足する医薬品、医療資機材やベッド等の状況の把握を行う。
地域医療救護所の設置	震度6弱以上の地震が発生した場合、もしくは被害状況に応じて、予め指定した施設に地域医療救護所を設置する。
災害時医療情報の提供	○災害時医療情報（稼働している医療施設の所在地等）の発表を総合対策部と連携して実施する。 ○難病患者、人工透析者等に対し、受入可能な病院等の情報提供を行う。
後方医療機関への搬送調整	神奈川県医療救護本部と連携し、被災地外の後方医療機関の収容可能人員を把握し、救命が必要な重傷患者を市外の病院等へ移送できる体制を消防対策部と連携し整える。

項目	概要
応援要請	震災の規模や負傷者等の発生状況等により、市の能力では十分な医療活動が行えないと判断される場合又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他関係機関に災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣を要請する。
医薬品などの供給拠点の設置及び運営	○医療救護活動に必要な医薬品等の救援物資の仕分け、配送をするための拠点(被災状況に合わせて複数箇所)を設置する。 ○医薬品の調達及び支給管理は、市薬剤師会と連携し行う。

3 地域医療救護所の運営

地域医療救護所の業務内容等を次のとおり定める。

項目	概要
運営管理	健康対策部は、地域医療救護所の運営管理について市医師会等と連携し行う。
医療スタッフ等の手配	○地域医療救護所の医師は、市医師会が手配する。 ○その他の人員の手配は関係団体と調整の上、健康対策部または関係団体が行う。
医薬品・医療資機材の手配	地域医療救護所において必要な医薬品・医療資機材は、地域医療救護所での備蓄物資を利用する他、保健所等の現有物及び調達した物資を利用する。
主な活動内容	○トリアージ及び医療機関への搬送手配 ○熱傷、骨折、創傷、打撲等の外科的負傷者のうち、軽・中等傷者に対する応急手当

4 医療機関の役割

市内医療機関は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、次の災害時活動を実施する。

また、災害拠点病院である横須賀共済病院及び横須賀市立市民病院は、地域における災害時医療救護の中心的な役割を担うとともに、地域の医療機関を支援する。

項目	概要
医療機関の活動	医療機関の活動は次のとおりとする。 ○被災傷病者の応急処置を含む外来治療 ○搬送される被災傷病者の入院を含む受入れ ○トリアージ ○妊産婦への対応 ○被災医療施設からの転院患者の受入れ ○死亡の確認

項 目	概 要
病院等の医療機関の被災状況等の把握、報告	<p>○医療機関は、自らの被災状況、医療救護活動状況、稼働可能病床数、収容可能能力を速やかに把握し、市災害対策本部健康対策部に報告する。</p> <p>○災害拠点病院は、被災状況(建物・ライフライン、人的被害、診療の可否等)を調査し、広域災害・救急医療情報システム等を活用して県に報告する。</p>

5 広域医療搬送等への対応

被災地外の後方医療機関への搬送及び広域医療搬送について、次のとおり定める。

項 目	概 要
基本方針	<p>○重傷者などは、県医療救護本部と連携し、可能な限り後方医療機関へ搬送する。</p> <p>○広域医療搬送については、原則として災害派遣医療チーム(DMAT)を中心に実施する。</p>
広域搬送拠点への搬送	市内医療機関から広域搬送拠点(ヘリポート等)への搬送については、病院ドクターカー、救急車など、重傷者の搬送に適した車両により実施する。
被災地外への広域医療搬送	被災地外への搬送については、災害派遣医療チーム(DMAT)がトリアージにより決定した搬送順位にしたがい、広域搬送用自衛隊機等によって被災地外の広域搬送拠点に搬送する。

第8章 保健衛生・防疫対策

第1節 保健衛生・防疫対策にかかる基本方針

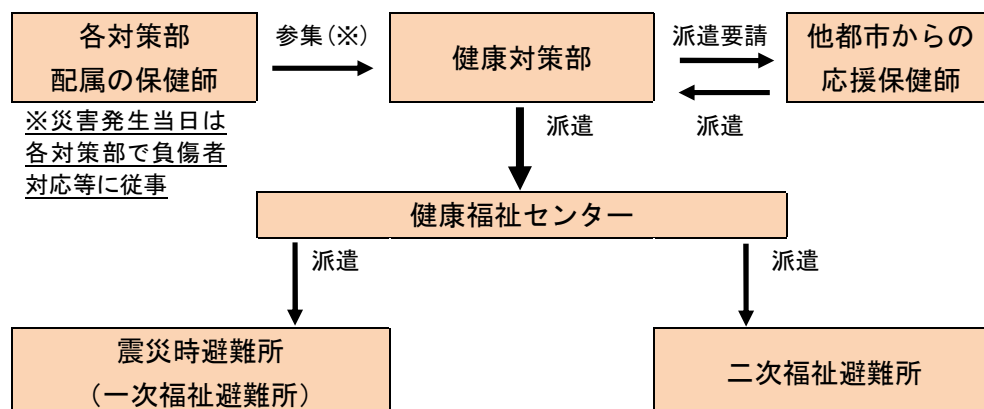
被災地域においては、上水道などのライフラインの被害等で衛生状態が悪化し、感染症がまん延するおそれがある。併せて避難生活の長期化による健康状態の悪化なども懸念されることから、新型コロナウイルス感染症予防を念頭に感染症の防止措置等を的確に実施するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

第2節 効果的な保健衛生活動の実施

震災時における避難所等での保健衛生活動を効果的に実施するため、保健師を健康対策部に集約配置する。

なお、保健師の活動については、「地震等災害対応保健師活動マニュアル」により実施する。

<保健師派遣の概要>



第3節 生活衛生の管理

1 保健活動の実施

健康対策部は、震災時における保健活動を次のとおり実施する。

項目	概要
保健活動の概要	<ul style="list-style-type: none">○避難所等における健康相談の実施○エコノミークラス症候群防止等を目的とした体操等の普及・啓発○長期的な視点による被災者の心のケアへの対応

2 衛生活動の実施

健康対策部は、震災時における衛生活動を次のとおり実施する。

項目	概要
衛生活動の概要	○避難所の食品集積場所、救援物資集積場所等の衛生確保 ○関係施設の貯水槽等の簡易検査 ○食品関係営業施設、仮設店舗等の衛生指導 ○その他、水・食品に起因する危害発生の未然防止

3 入浴施設の確保

健康対策部は、入浴が困難な住民に対し、保健衛生、精神ストレスの解消及び疲労回復のため、入浴施設の早期確保を下記のとおり実施する。

項目	概要
入浴施設等の確保	水道、電気、ガス等のライフラインが長期にわたり機能停止する場合は、住民等の衛生を確保するため、一般公衆浴場の再開支援等により入浴施設の確保を行う。 また、学校グラウンド、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場などを設置するなど、被災者の衛生管理に努める。
要配慮者への配慮	入浴困難な高齢者や障害者等については、自主防災組織、近隣住民及びボランティア等の協力を得て入浴サービスを実施する。

第4節 防疫対策

1 防疫活動の実施

健康対策部は、震災に伴う衛生状態の悪化による感染症等を防止し、被災者等の健康を守るため、防疫活動を次のとおり実施する。

なお、感染症の発生に対する処置は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「予防接種法」に規定するところによる。

項目	概要
防疫活動の概要	○感染症予防上必要な場合の消毒、消毒用薬剤等の配布 ○災害地のねずみ、有害昆虫などの駆除 ○予防接種の実施 ○広報紙・ホームページ等による感染症発生予防に関する知識の啓発 ○感染症予防のための保健衛生指導 ○その他環境衛生上の危害の発生防止についての啓発指導

項目	概要
防疫対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症患者が多く発生している地域 ○避難所 ○その他浸水区域など衛生状態が良好でない地域

2 防疫業務実施基準

震災時における防疫業務の実施基準を、災害の程度により次のとおり定める。

等級	実施基準概要
A級	感染症流行のおそれのある地域が、広範囲にわたっている場合
B級	感染症流行のおそれのある相当広い地域が数箇所以上に及ぶ場合
C級	感染症流行のおそれのある地域が小さくかつ点在している場合

3 感染症患者収容施設

震災時における感染症患者収容施設は、次の施設とする。

施設名	所在地	病床数
市立市民病院 感染症病床	長坂 1-3-2	6床

4 消毒薬等の確保

震災時における消毒薬等の確保は、次のとおり実施する。

項目	概要
資機材の調達	健康対策部は、消毒実施にあたり資機材が不足する場合は、市薬剤師会及び関係業者に協力要請して調達する。

第5節 ペット対策

1 動物の保護

健康対策部は、被災現場に放置されたままの動物や飼い主の不明な動物が多数発生することが予想されることから、獣医師会等関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、適切な動物の保護を行う。

なお、ペットの震災時避難所での受け入れは、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の予防、被災者の心のケア、動物愛護の観点から、同行避難を原則とする。

2 避難所における適正な飼育

震災時避難所においては、獣医師会等関係団体の協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育、環境衛生に対する管理等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

項 目	概 要
避難所における飼育の原則	<p>○運営委員会は、避難所での多種多様な価値観を持つ人の共同生活を円滑に実施するため、人とペットの居住区の区分けなど、震災時避難所運営マニュアルに沿った管理を行う。</p> <p>○飼い主は、他の被災者の理解のもと、給餌、排泄物の清掃等の全責任を持つことを原則とする。</p>
ペットの把握	<p>運営委員会は、避難所でのペットの適正管理を図るため、次に挙げる事項を飼い主から届け出してもらう。</p> <p>○飼育者の氏名と住所</p> <p>○動物の種類と数</p> <p>○動物の特徴(性別・体格・毛色 等)</p>
飼育場所の指定	<p>運営委員会は、避難所では様々な価値観を持つ人、アレルギー体質を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、避難所における適切な飼育場所の指定を行う。</p>
物資等の提供	<p>健康対策部は、必要に応じ次に挙げる提供を行う。</p> <p>○支援物資として本市に送られた動物用物資の配布(食料、生活必需品)</p> <p>○動物の負傷や病気に対する診断、治療を獣医師会等の協力を得ながら行う。</p> <p>○動物に関する相談(一時預かり、飼育相談 等)</p>
保護施設等への受入調整	<p>健康対策部は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。</p>

第9章 食料・生活関連物資等の供給

第1節 食料・生活関連物資等の供給にかかる基本方針

1 食料・生活関連物資等の供給にかかる基本方針

地震災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、災害初期には本市の備蓄品を必要量供給し、被害の長期化等状況に応じて事業者等から必要量を調達するなど、被災者に的確に生活必需品を供給する。

また、国が運用する物資調達等支援システムも活用し、被災者へ円滑に食料・生活関連物資を供給する。

そして、市民は事前に備えた食料や生活関連物資を活用するよう努めるものとする。

2 災害救助法の適用等

災害救助法が適用され、「炊き出しその他による食品の給与」及び「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき、実施する。

災害救助法が適用されない場合は、災害救助法に準じ、本章に基づく措置を実施する。

第2節 食料供給対策

1 食料供給の実施

食料の応急供給は、避難等により食料の確保や自炊の手段を失った被災者が発生し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合に実施する。

2 食料の調達・配給等

(1) 食料の調達及び配送

総合対策部は、食料の調達及び輸送を次のとおり行う。

項目	概要
米穀の調達	<ul style="list-style-type: none">○災害応急用米穀の調達については、原則として市内の米穀届出版売事業者との協定により調達する。○災害の状況により、市内の届出版売業者等から米穀の調達が困難な場合は、県知事に対し応急用米穀の供給を要請する。○災害救助法が適用された場合、農林水産省所管政府所有米穀の供給に関して、県知事に供給を要請する。 なお、交通・通信途絶のため県知事に要請ができない場合は、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に要請する。 <ul style="list-style-type: none">○必要に応じて、災害時の相互応援に関する協定を締結している都市に対して支援を要請する。

項目	概要
米穀以外の食品の調達	<ul style="list-style-type: none"> ○米穀以外の食品の調達に関しては、「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」を締結する組合に、食料品の売り渡し要請及び輸送の依頼を行う。 ○協定による調達が困難な場合には、県知事に対して支援を要請する。 ○地域の復旧度合いに応じて、営業を再開した地元の事業者に避難所への食料の供給を委託する。
炊き出し用燃料の調達	炊き出し用の燃料は、神奈川県LPガス協会横須賀三浦支部との協定に基づき、当支部会員が各避難所に配布し調整する。(炊き出し用防災釜は、木材での炊き出しも可能)
調達食料の配送	調達食料の配送は、輸送関係の協定業者の車両又は食料提供事業者により、総合対策部の指示で実施する。

(2) 食料の配給

食料の応急配給及び炊き出しは、次のとおり行う。

項目	概要
配給場所	<ul style="list-style-type: none"> ○運営委員会により震災時避難所で配給する。 ○在宅避難者のうち自ら受け取りに来ることができない高齢者や障害者等には、自主防災組織、近隣住民等が供給支援する。
配給手順	<ul style="list-style-type: none"> ○発災初期には、パン、弁当、インスタント食品、缶詰、レトルト製品等、調理が不要又は簡易調理により摂取できる食品から配給する。 ○炊き出しを行う際は、主食を米穀類や麦製品とし、副食は避難所での炊事や配給の容易なものを選択する。 ○必要に応じ「災害時における炊き出し、物資配送等に関する協定」を締結する団体や「第22章 第2節 ボランティアの活動支援」における一般ボランティアへの要請を行う。

第3節 生活関連物資供給対策

1 生活関連物資供給の実施

衣料品、日用品などの生活関連物資の応急供給は、住家の被害により衣料・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失・き損した者又はこれらの物資を直ちに入手することができない状態にある者に対して行う。

2 生活関連物資の調達・配給等

(1) 生活関連物資の調達及び配送

生活関連物資の調達及び配給等は、次のとおり行う。

項目	概要
物資の調達	<p>○救援物資は、災害救助法が適用された場合は、原則県知事が調達して被災地域に交付する。</p> <p>○総合対策部は、災害の状況により救助を迅速に行うため必要があると県知事が認めた時は、小売業者及び協定締結自治体等から調達する。</p>
物資の管理	<p>調達物資及び救援物資の集積場所は、あらかじめ定めた物資配送拠点とし、総合対策部は、物資配送拠点の運営及び集積された物資の管理を行う。</p>
物資の配分・配送	<p>○総合対策部は、生活関連物資に関する報告をとりまとめ、県知事に報告するとともに、県知事から示された配給基準に基づき、配給計画を作成する。</p> <p>○配分は物資配送拠点で行い、輸送関係の協定業者の車両により総合対策部の指示で配送実施する。</p>

(2) 生活関連物資の調達

項目	概要
配給方法	<p>避難所に届けられた物資は、運営委員会が避難者及び届出のあった在宅生活困窮者の数に応じて必要な物資の品目・数量等を把握し、自主防災組織、近隣住民等の支援を得つつ配布を行う。</p>

(3) 生活関連物資の種類

種別	品目
寝具	就寝に必要な毛布及び布団
衣服	普通着、肌着、作業衣、婦人服、子供服及び雨ガッパ等
身の周り品	タオル、チリ紙、トイレットペーパー、おむつ及び生理用品等
炊事用具	釜、鍋、包丁、ヤカン及び卓上コンロ等
食器	茶わん、汁わん、皿、はし等
日用品	石けん、歯ブラシ、歯磨粉、爪切り、綿棒、葉、雨ぐつ、洋ガサ、貯水用ポリエチレン容器、バケツ、ゴミ袋、懐中電灯、電球、携帯ラジオ及び電池等
感染症対策品	マスク、手指消毒液、体温計など
光熱材料	マッチ、ローソク、固形燃料、携帯用LPG等
その他物資	自家用発電機及び灯油ストーブ等

第4節 救援物資の受入れ

1 救援物資の受入れ基本方針

物資の不足を補うための被災地外からの救援物資の受入れ・配分については、次のとおり実施する。

なお、発災直後は、個人からの善意に基づく救援物資への対応が困難であるため、原則として行政、事業者以外からの救援物資の受け付けはせず、個人等からは、義援金による支援を呼びかける。

2 救援物資の受入れ・配給方法

(1) 物資の募集及び受け付け

項目	概要
救援物資の募集	総合対策部は、避難所からの情報により被災地内での物資の需要を把握し、救援物資希望リストを作成し、ホームページへの掲載、報道機関への情報提供等により周知を図る。
救援物資の受付	総合対策部は、救援物資の申し出を受けた時点で、受付日時、受付担当者名、物資の内容、物資の量、輸送手段、同行人員、出発日時及び受入場所等を決定して連絡する。
救援物資の受入	○陸上輸送の場合は、原則、救援申出者が物資配送拠点まで輸送を行う。 ○海上輸送及び航空輸送の場合は、救援申出者が、「第2部第8章第1節 緊急輸送体制の整備」に定める受入港及び臨時ヘリポートまで輸送し、緊急輸送拠点から物資配送拠点までの間は、輸送関係の協定業者の車両により輸送を行う。
県との連携	総合対策部は、神奈川県が受け付けた救援物資の本市への配分を調整し、物資配送拠点に受け入れる。

(2) 救援物資の受入れ及び配給

項目	概要
救援物資の仕分け・配送・配給	○物資配送拠点では、集積物資の仕分けを行い、物資の受入日時、物資毎の受入量、搬出先・種類・数量、物資毎の在庫量等を把握し物資の管理、配分を行う。 ○物資配送拠点からの配送は、輸送関係の協定業者の車両で行い、配給は、「第3節 生活関連物資供給対策」にある生活関連物資と同様に実施する。

第10章 飲料水等の供給

第1節 飲料水の供給にかかる基本方針

震災時における応急給水に当たっては、水道の漏水に起因する二次災害のおそれのない限りできるだけ送・配水を停止せず、管路による給水に努めるものとする。

第2節 応急給水等の実施

1 応急給水活動組織

上下水道対策部は、震災に対処するための活動組織を次のとおり設置し、該当組織により本章に定める応急給水活動を実施する。

組織区分	概要
本庁本部	上下水道対策全体の総括
逸見水道本部	上水道の災害対策の総括
逸見下水道本部	下水道（管渠）の災害対策の総括
下町下水道本部	下水道（施設）の災害対策の総括

2 応急給水場所

震災時において、断水状況及び水源状況を的確に把握し、被災者等に飲料水を効率的に供給するための拠点を次のとおり定める。

区分	概要	実施時期
一次給水拠点	あらかじめ指定した水道施設から仮設給水栓により応急給水ができる場所で給水を行う。	初動活動期
二次給水拠点	一次給水拠点のほか、給水車による運搬を行って震災時避難所などで給水を実施する。 また、街頭給水拠点を定め給水車により実施する。	応急活動期以降

3 応急給水方法

震災時において、被災者等に飲料水を供給するための方法を次のとおり定める。
なお、給水活動の詳細は上下水道局災害対策要綱によるものとする。

項目	概要
実施期間	災害発生の日から給水機能回復の日まで

項 目	概 要
発災直後の給水方法	<p>発災直後の給水方法は、広域避難地等に設置された水道管直結式非常用貯水装置(100 m³タンク)、配水幹線、非常用水源及び特設管等からの拠点給水及び車両による運搬給水とする。</p> <p>その後、管路の応急復旧や耐震配水幹線からの仮設配水管の敷設、仮設給水栓の設置等による給水を行う。</p>
医療機関等への給水	<p>病院等医療機関及び福祉関係施設から緊急要請があった場合は、車両輸送等により応急給水を行う。</p>
給水拠点から先の居住地への給水方法	<p>給水拠点から先の居住地への給水については、自主防災組織、近隣住居者及びボランティアなどの協力を得て、高齢者、身体障害者などに配慮した地域の給水体制に委ねる。</p>
広報活動	<p>地震災害時に実施する応急給水や応急復旧対策等の実施状況や活動状況を市民に適時、適切な情報を広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民に対する広報は、ホームページ、防災情報メール、ツイッター、LINEなど、あらゆる手段で実施する。 ○主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、応急給水場所の状況及びその他必要と認める事項とする。 ○水道の復旧等について、市民への情報提供を行うとともに相談窓口を設置する。

4 災害救助法が適用された際の対応

災害救助法が適用され、「飲料水の供給」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、厚生労働省が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。

5 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊した場合には、「第18章第1節 上水道施設の応急対策」により、給水のための重要度、修理の可能性及び必要日数等を考慮して、迅速かつ効果的に応急復旧を行う。

第 11 章 行方不明者及び遺体の捜索、取扱い、埋葬

第 1 節 行方不明者及び遺体の捜索、取扱い等にかかる基本方針

行方不明者の捜索及び遺体の収容は、消防、警察、自衛隊、その他関係機関や自主防災組織等の協力のもと、可能な限り早期の実施・完了に努める。

遺体の取扱いに関しては、安置所を迅速に開設し、警察等との連携による検視及び身元確認並びに縁故者への連絡等については、死者に対する礼及び衛生管理に配慮する。

第 2 節 行方不明者及び遺体の捜索・収容

1 行方不明者・遺体の捜索活動

項目	概要
捜索の対象	災害のため行方不明の状態にあり、又は周囲の状況により既に死亡していると推定される者とする。
届出の受理	○地区対策部は、行方不明者の届出を受け付ける。 ○受理した情報(住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴)は、住民基本台帳等と照合・整理し、行方不明者に関する調書に記録する。
警察との連携	地区対策部は、作成した行方不明者に関する調書を管轄の警察署に提出する。
捜索活動	消防対策部は、行方不明者・遺体の捜索活動について、警察、海上保安部、自衛隊、消防団、自主防災組織や住民の協力を得て、可能な限り早期に発見・収容できるよう実施する。

2 発見した場合の措置

項目	概要
生存者の発見・収容	生存者を発見した場合は、関係機関に発見した旨の連絡を入れるとともに、発見機関が必要な応急手当を実施しつつ、直ちに医療機関へ搬送する。 なお、搬送は必要に応じて、自主防災組織、近隣住居者等の協力を得る。
遺体の発見・収容	遺体を発見した場合は、直ちに管轄の警察及び福祉こども対策部に連絡の上、検視・調査等のため、発見機関が遺体安置所へ搬送する。 なお、搬送は必要に応じて、自主防災組織、近隣住居者等の協力を得る。

3 災害救助法の適用等

災害救助法が適用され、「遺体の捜索」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第 25 章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。

災害救助法が適用されない場合は、災害救助法に準じ、本節に基づく措置を速やかに実施する。

第 3 節 遺体の取扱い

遺体の検視・検案、洗浄・縫合・消毒、遺体の身元確認・引き取り等（以下、「遺体の取扱い」と言う。）については、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮して実施する。

1 遺体安置所の開設等

項目	概要
遺体安置所の開設	○福祉こども対策部は、総合対策部と調整の上、市内の被害状況に応じて「第 2 部第 6 章第 4 節 遺体処理体制の整備」により事前指定した施設に遺体安置所を開設し、その旨を市内各警察署に連絡する。 ○災害の状況に応じて安置所が不足する場合、あるいは被害状況等により指定施設の使用が困難な場合は、被災現場付近の適当な場所（公共施設、寺院、公園等）に安置所を開設する。 ○遺体安置所では、必要器具を用意した上で、遺体を収容する。
応援要請	福祉こども対策部は、遺体安置所の開設・運営に関して、本市での対応能力を超えると認められるときは、県及び関係機関に応援を要請する。
資機材の調達	○福祉こども対策部は、協定事業者の協力のもと、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情を考慮して、生花、焼香台の調達についても配慮する。 ○資機材が不足する場合は、県に資機材調達を要請する。
衛生管理	遺体の取扱いに際しては、感染症対策に配慮するよう努める。

2 遺体の身元確認及び引き渡し

項目	概要
身元不明者の対応	福祉こども対策部は、身元不明者について、行旅死亡人として本人の認識に必要な事項を記録するため、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品などを保管する。
協力要請	○福祉こども対策部は、警察、自主防災組織の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。 ○警察は、身元不明者の身元確認のため、必要に応じて神奈川県警察医会等へ協力要請を行う。
遺体の引き渡し	○警察の、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は福祉こども対策部の遺体の引き渡し作業に協力する。 ○当該遺体について身元の確認ができない場合は、市に引き渡す。
遺体名の掲示等	福祉こども対策部は、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が判明した遺体の氏名等を掲示し、遺族等の早期発見に努める。
関係書類の交付	地域支援対策部は、死亡届の受理、火葬許可証の交付などの関係法令上の手続きを行う。
行旅死亡人としての処理	福祉こども対策部は、遺族等の引き取り者がいない身元不明遺体を、行旅死亡人として、葬祭業者等と連携して取扱いをする。なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報する。

3 災害救助法の適用等

災害救助法が適用され、遺体の取扱いについて県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章災害救助法の適用」等に基づき実施する。

災害救助法が適用されない場合は、災害救助法に準じ、本節に基づく措置を速やかに実施する。

第4節 遺体の火葬・埋葬

1 火葬・埋葬の実施

項目	概要
実施内容	災害時に死亡し、身元が判明しない遺体及び引取り手のない遺体の埋火葬は、市が実施する。
火葬の実施	健康対策部は、火葬計画等に基づき火葬を実施する。
本市火葬場及び処理能力	中央斎場（坂本町6-18） 1日あたり処理数：30体
応援要請	健康対策部は、火葬場の被災や火葬場の処理能力が遺体数に対して不足する場合は、県知事へ広域的な火葬について応援を要請する。
埋葬の実施	福祉こども対策部は、遺体が多数で火葬を待ついとまがない場合は、応急措置として、寺院や公園等適切な場所を選定し、埋葬を実施する。
外国人への配慮	外国人の遺体については、風俗、習慣、宗教等の違いに極力配慮して埋火葬を実施する。

2 災害救助法の適用等

災害救助法が適用され、埋葬について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。

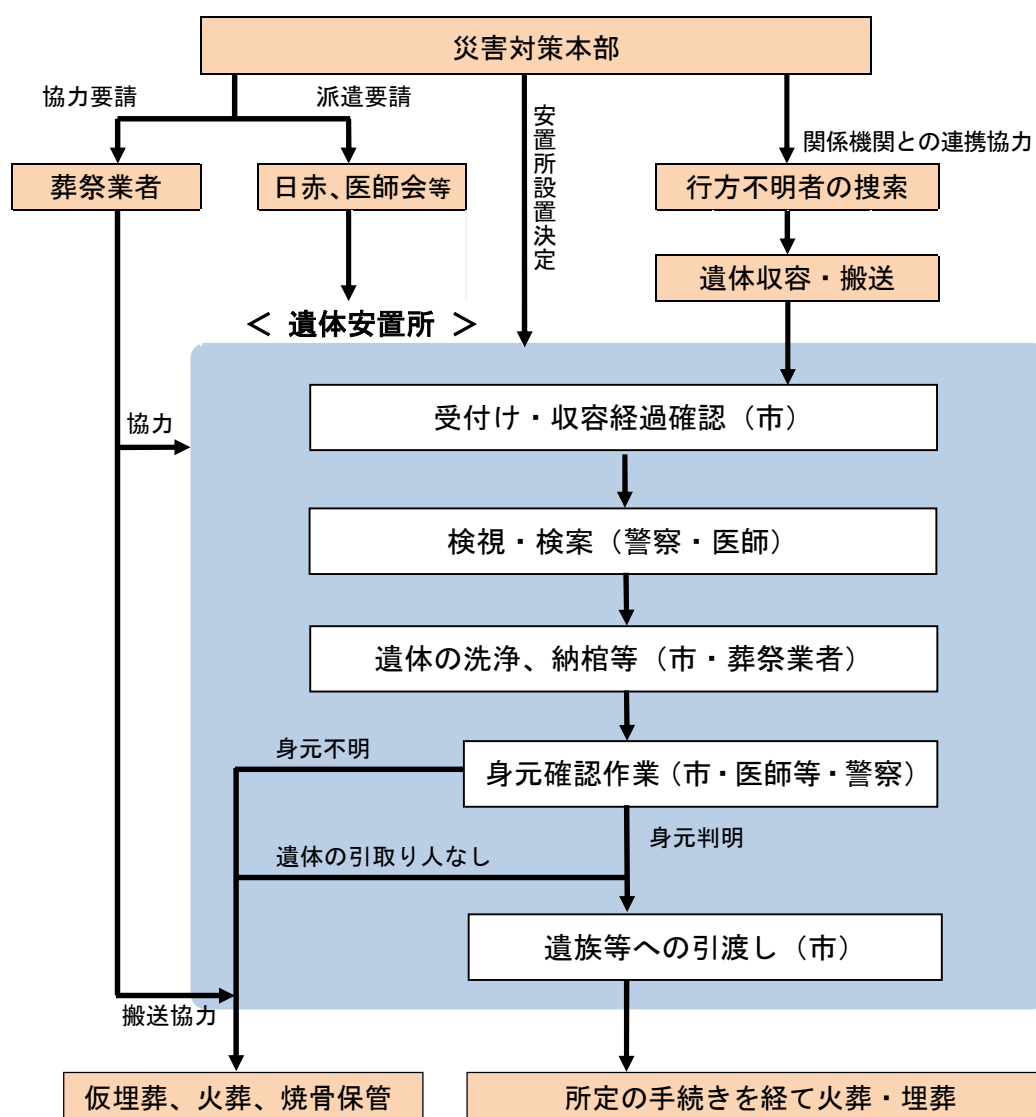
災害救助法が適用されない場合は、災害救助法に準じ、本節に基づく措置を速やかに実施する。

第5節 市民への情報提供

1 市民への情報提供の実施

項目	概要
実施事項	総合対策部は、行方不明者の搜索状況、遺体安置所の開設状況、収容遺体の搬送先などについて、関係対策部と連携し広報紙や報道等を通じて情報提供を行う。
注意事項	遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報は、県で一元的に情報を集約し、公表する。

<行方不明者の搜索、遺体の収容等のフロー図>



第12章 緊急輸送・交通規制対策

第1節 緊急輸送・交通規制対策にかかる基本方針

地震による災害が発生した場合、様々な社会的混乱による交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態の中で、負傷者の搬送、人員・物資の輸送のための緊急輸送道路及び緊急輸送手段を確保することが重要となるため、警察等関係機関と協力して緊急輸送及び交通規制対策を的確に実施する。

第2節 緊急輸送の実施準備

1 緊急輸送の対象

緊急輸送を行う対象は、次のとおりとする。

項目	概要
緊急輸送の対象	1 第1段階(活動初期)
	①緊急・救助活動、医療活動、人命救助に要する人員及び物資等
	②消防、応急対策活動等に要する人員及び物資等
	③国・県・市災害対策要員、ライフライン施設等の応急対策に要する人員及び物資等
	④医療機関へ搬送する負傷者
	⑤緊急輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資等
	2 第2段階(応急活動期)
	①上記第1段階の続行
	②食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
	③傷病者及び被災者の被災地外への輸送
	④緊急輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
	⑤保健活動に必要な人員及び物資
	3 第3段階(復旧活動期以降)
	①上記第2段階の続行
	②災害復旧に必要な人員及び物資
③生活必需品	

2 緊急輸送計画の作成

総合対策部は、道路啓開状況、物資集積状況、避難所情報を集約し、応急対策の進捗状況に合わせた緊急輸送計画を適宜作成する。

3 交通支障状況の把握

迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、緊急輸送道路を中心に道路等の被害状況を関係機関で速やかに共有する。

区 分	概 要
国道・県道に関する情報	建設対策部は、国道、県道などの支障箇所について、横浜国道事務所金沢出張所(国道16号)、県土木事務所(県道及び国道134号)、警察署、東日本高速道路(株)、神奈川県道路公社から収集する。
市道に関する情報	建設対策部は、市指定緊急輸送道路を中心に道路の被害状況を点検し、県土木事務所、警察署等の関係機関へ連絡する。また、緊急輸送道路の機能に支障があると判断される区間の情報を集約し総合対策部に報告する。
港湾施設に関する情報	港湾施設管理者は、緊急輸送に使用する船舶を安全に係留するため、係留施設や連絡道路等の港内施設について、早急に被害状況を把握し、関東地方整備局に対して被害状況を報告する。

4 緊急輸送道路等の応急復旧

項 目	概 要
道路啓開計画の策定	建設対策部は、道路等の被災状況を考慮し、啓开区間の優先順位や啓開実施者などに関する道路啓開計画を策定する。
道路啓開作業の実施	建設対策部は、「第13章 障害物の除去」に基づき障害物除去を行い、道路を啓開する。 なお、国道16号など啓開優先順位の高い道路について、各道路管理者が迅速に対応できないと認められる場合、もしくは各道路管理者から啓開の要請があった場合は、これを優先して実施する。
道路の応急復旧作業	応急復旧作業は、緊急車両の通行が確保できる程度に、道路上の障害物除去、道路面の陥没、亀裂等の処置を行う。
港湾施設の応復旧作業	港湾施設管理者は、関東地方整備局と調整を図り必要に応じ応急修理を行う。
ふ頭周辺海域の障害物除去	建設対策部は、ふ頭周辺海域の障害物の除去が必要な場合は、処理能力を有する協力事業者に除去を依頼する。 なお、津波等の影響により協力事業者による障害物除去が不可能な場合は、関東地方整備局に対し状況を報告し、除去を依頼する。

第3節 緊急輸送の実施

1 市保有車両の確保

項目	概要
使用車両の管理	総合対策部は、車両の被害状況を確認するとともに、貸出公用車を管理下におく。
集結場所	輸送に従事する車両は、輸送に従事する前に、緊急通行車両確認証明書・同標章の交付を総合対策部から受けるため、市庁舎付近に待機する。
配車	○各対策部は、緊急輸送実施のために車両が必要な場合は、総務対策部に対して配車依頼を行う。 ○総務対策部は、車両の使用状況を常に把握しつつ、各対策部からの依頼に基づき配車を行う。
車両の使用	○配車後の車両管理は各対策部が行うこととし、帰庁の際は総合対策部に報告する。 ○輸送車両運行の際は、前面の見やすい場所に「緊急通行車両確認証明書・同標章」を提示し、規制現場の警察官等から提示を求められた場合はこれを提示する。

2 各機関への要請

項目	概要
各機関への要請	総合対策部は、市保有車両が不足する場合、必要に応じて以下により各要請を行う。 ○市内のバス会社、運送会社等に、乗用車、貨物自動車、特殊車両の運行・荷役について協力を要請する。 ○市内の漁業協同組合、フェリー会社に海上輸送協力を求める。 ○県に、乗用車、貨物自動車、特殊車両、船舶等の調達・あつ旋を依頼する。 ○道路被害等により自動車等車両での輸送が不可能で、鉄道輸送が適当である場合は、各鉄道会社に協力を要請する。 ○災害状況により航空機による輸送を必要とする場合は、県知事に対し、自衛隊、海上保安庁の航空機による輸送を要請するよう求める。

3 海路による緊急輸送の実施

海路による緊急輸送については、「第2部第8章第1節 緊急輸送体制の整備」に記載する、緊急物資受入れ港及び物資受入れ港を拠点に実施する。

第4節 交通規制の実施

1 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施

大震災発生時に通行規制もしくは緊急優先通行を図る必要が生じた場合、各実施者は次のとおり規制を行う。

項目	実施者	概要
被災地等への流入規制	県警察若しくは警察	<p>道路交通法に基づき、大震災が発生した直後に優先的に避難路及び緊急交通路の機能確保を図るため、次により規制する。</p> <p>① 混乱防止及び被災地への流入抑制のため、通行禁止区域又は通行制限区域(以下、通行禁止区域等)を設定し、交通整理又は交通規制を行う。</p> <p>② 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。</p>
緊急交通路の確保	公安委員会 県警察若しくは警察 ※自衛隊員、消防職員	災害対策基本法に基づき、緊急交通路指定路線について、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
危険状態にある道路の通行禁止及び制限	道路管理者	道路法に基づき、道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合等は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

※災害派遣を命じられた現場において警察官がいない場合に限り、交通の妨げとなる車両や障害物を移動させることができる

(2) 交通規制実施にあたっての措置

項目	概要
関係機関等への通知	建設対策部は、市道の交通規制を行った場合、警察署及び関係機関に通知する。 また、規制場所には、規制内容を記載した道路標識等を明示する。
う回路の設定	建設対策部は、交通規制を行う、う回路を指定する場合には、緊急輸送ルート、道路啓開活動等の確認のため、警察署及び関係機関との緊密な連携をとった上で実施する。
交通規制情報の広報	建設対策部は、自ら実施した規制及び関係機関が実施した規制内容を取りまとめ、総合対策部と連携して市民に周知する。

第13章 障害物の除去

第1節 障害物除去にかかる基本方針

震災による道路や河川、港湾に堆積した土砂やがれき等の障害物は、災害応急対策及び災害復旧を実施する上で大きな支障となるので除去する。

なお、民有地内の住宅関係の障害物等については、基本的には土地所有者が処理すべきものであるが、公共交通や応急対策の障害など市民の安全が脅かされる場合は、市民の安全確保を最優先させ、現場の判断でこれらの障害物を除去するものとする。

第2節 がれき等障害物除去の実施

1 除去の対象

災害時における障害物の除去は、次の場合に実施する。

項目	概要
実施する場合	○市民の生命・財産などの保護又は避難・消火等の緊急の応急措置を実施するため、速やかに除去を必要とする場合 ○河川氾濫等を防止するため除去を必要とする場合 ○交通及び輸送を確保するため除去を必要とする場合 ○その他公共的立場から除去が必要と認められる場合

2 除去の実施者

災害時における障害物の除去の実施者等は、次のとおりである。

項目	実施者
道路、河川や港湾等の公共用地を閉塞した土砂やがれきなどの障害物の除去及び保管	当該道路・河川・港湾等の管理者が実施する。
応急措置を実施する上で障害となる土砂やがれきなどの除去	必要の限度内で、本市及び消防・警察・海上保安部などの現場部隊が実施する。
住家へ流入した土石や竹木等の生活障害物除去	原則、土地もしくは建物所有者が処理する。 ただし、災害救助法適用の際は、「第24章第5節3 災害救助法適用の際の住宅の応急修理等」に定めるところによる。
倒壊家屋等の解体・撤去	原則、土地もしくは建物所有者が処理する。 ただし、特例的に国の災害廃棄物処理事業の対象となった際は、「第4部第5章第1節 住宅対策」に定めるところによる。

3 公共用地における障害物除去

(1) 市道等の公共用地における障害物の除去実施方法

項目	概要
情報収集・整理	建設対策部は、他機関の道路・河川・港湾等の管理者と連携を図り、速やかに障害物除去を実施するための情報を収集・整理する。
道路障害物の除去	建設対策部は、緊急輸送道路を最優先に車両の通行を妨げる障害物の除去を行う。
河川の障害物の除去	建設対策部は、河川氾濫等の二次災害の防止のために除去が必要と認められる障害物を優先に除去を行う。
港湾の障害物の除去	建設対策部は、海上輸送拠点としての港湾機能を確保するため、港湾及び港湾施設の障害物の除去を行う。
除去物の処理	障害物除去にあたる各対策部は、除去した障害物の処理について環境対策部と調整を図り、「第14章 災害廃棄物等の処理」に基づき実施する。
応援等の要請	障害物除去にあたる各対策部は、障害物除去に要する資機材等が不足する場合は、災害緊急協力事業者等に協力を要請する他、障害物除去の範囲が広範囲な場合は、「第20章 応援及び派遣の要請」に基づき県に対して応援を要請する。
二次災害の防止	障害物除去にあたる各対策部は、トンネル、法面、崩落施設のがれきや崩落土などを除去する際には、余震による再崩落などの二次災害の防止策をとった上で実施する。

(2) 除去実施にあたっての留意事項

除去作業に当たっては、可能な限り障害物の管理者もしくは所有者（以下、管理者等）の同意を得るものとする。

なお、緊急を要するため、管理者等に通報することが難しい場合は、応急的な除去を行ったうえ管理者等に連絡する。

また、通行を確保するために支障となる車両等は、管理者等に対する移動等措置命令を警察と連携し要請する。

第 14 章 災害廃棄物等の処理

第 1 節 災害廃棄物等の処理にかかる基本方針

道路や処理施設の被災による回収・処理能力の低下をできる限り抑制し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図る。

第 2 節 災害廃棄物等の処理

環境対策部は、災害廃棄物等の処理にあたっては、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」等に基づき、災害規模や施設状況に応じた基本方針を作成し、県及び関係事業者等と連携し対応する。

1 災害廃棄物（がれき）の処理

災害廃棄物（がれき）の処理については、次のとおり実施する。

項目	概要
実施体制	原則所有者・管理者が解体・処理を実施する。 ただし、倒壊家屋の解体・撤去について、特例的に国の災害廃棄物処理事業の対象となった場合は、市事業として、所有者等からの申請に基づき、「第 4 部 第 5 章 第 1 節 5 家屋等の解体の実施」により行う。
仮置場の確保	○災害廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場は公共空地利用予定等を参考に選定・確保する。 ○本市が管理する空地で不足が予測される場合は、総合対策部と調整の上、国、県の管理地又は民有地について所有者等の同意を得て一時借上げの措置を実施する。
分別処理の周知	災害廃棄物の再使用・再資源化を推進するため、分別化について周知を図る。
有害廃棄物への対策	解体事業者や所有者・管理者に対し、アスベスト廃材等の有害廃棄物への適切な対処について指導・周知を行う。
県との連携	市域もしくは県域を越えた災害廃棄物の広域処理等に備え、県との連携を図るものとする。

2 一般廃棄物（し尿を除く生活ごみ等）の処理

災害時における一般廃棄物（し尿を除く生活ごみ等）の処理は、次のとおり実施する。

項目	概要
収集方法等	発生後4日目から、平常時のごみ集積所において燃せるごみ(「生ごみ、携帯トイレ、紙おむつ、衛生用品に限る。」以下、同じ)の収集を行うとともに、震災時避難所の燃やせるごみを原則として、その地域の収集曜日に収集する。
収集方法の周知	通常のごみ集積所の一時停止及び再開について、ごみ集積所への張り紙掲出やFM放送により広報を行う。
中間処理・最終処分	収集した一般廃棄物は、極力分別しごみ処理施設において中間処理し、焼却し得ない残余の一般廃棄物については最終処分とする。
仮置場の確保	処理施設の一時的な使用不能、道路事情により処理施設への搬送が困難な場合において、一時集積場所としての仮置場は公共空地利用予定等を参考に選定・確保する。

3 一般廃棄物(し尿に限る)の処理

大規模災害の発生により下水道施設が被害を受け、管路による汚水の収集ができない場合のし尿の処理・収集は、次のとおり実施する。

項目	概要
仮設トイレの設置	総合対策部及び上下水道対策部と調整の上、住民の避難状況やライフライン等の被災・復旧状況、し尿収集見込みを考慮し、必要箇所に仮設トイレを設置する。
携帯トイレの配布	総合対策部は、震災発生によりトイレが使用できない場合に備えて、生活関連物資として備蓄している携帯トイレを震災時避難所で避難者に配布する。 なお、使用済み携帯トイレは、一般廃棄物(通常燃せるごみ)として処分する。
重点収集の実施	浄化槽やし尿の通常の各戸収集を一時中止し、仮設トイレを設置した病院、地域医療救護所その他の公共施設などを優先して収集する。
し尿の処理	収集したし尿は、上下水道対策部と調整の上、市下水道施設において処理する。
応援要請	し尿収集車両の不足や下水道施設の被災等により本市の対応・処理能力を超える場合には、「第20章 応援及び派遣の要請」により近隣自治体や協定締結先に対し応援要請を行う。

第3節 災害廃棄物等処理の際の秩序維持・環境対策

1 適正処理の推進

環境対策部は、災害廃棄物等の処理が適正に行われるよう監視・管理する。

特に災害の規模が甚大で大量の障害物が発生する場合には、仮置場へ無秩序に災害廃棄物等が持ち込まれないよう、搬入許可証を発行するなどの対策・指示を行う。

2 排出の自粛要請

環境対策部は、一般廃棄物（し尿を除く）の収集能力が低下する場合には、一般家庭には、可燃ごみ以外のごみの家庭での一時保管、事業系ごみは排出の自粛等を要請するなど、総合対策部と連携して市民等に協力を呼び掛ける。

3 環境対策

項目	概要
粉じん・アスベスト等への対策	環境対策部は、解体事業者や所有者・管理者に対し、粉じんやアスベスト粉じん、騒音・振動等の防止に必要な措置について指導・周知を行う。
事業者の措置	事業者は、県や本市と連携し、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第 15 章 海上災害対策・危険物等災害対策

第 1 節 海上災害の応急対策

震災に伴い船舶の衝突や油流出などの海上災害が発生した場合、海上保安部は、市、警察及び県と連携協力して応急対策を実施し、海上及び港湾施設における人命・財産の保護及び治安の維持に当たる。

なお、海上災害発生時における関係対策部の活動にあたっては、「都市災害対策計画編第 4 部第 1 章 海上災害対策」に基づき、横須賀海上保安部との密接な連携のもと実施する。

第 2 節 危険物等災害の応急対策

石油類等危険物保管施設、火薬類保管施設、高圧ガス・液化石油ガス保管施設、毒物・劇物取扱施設等の危険物等保管施設において、地震の発生に伴う二次災害の発生及び拡大を防止するため、市及び事業所は必要に応じて防災体制を整える。

1 地震発生時の措置

項 目	概 要
市の措置	消防対策部は、危険物保管施設の安全対策に関する情報を収集するとともに、二次災害による被害が拡大しないよう必要な措置を講じる。
事業者の措置	事業所の管理者、保安責任者、輸送事業者及び取扱責任者は、施設等の安全対策を講じ、消防対策部に対策の実施状況を報告する。
輸送時の措置	輸送事業者・事業者・現場責任者は、予防規程及び危害予防規程に従い、危険物の流出・漏えい防止、危険作業及び危険物移送の停止、施設の応急点検、火災の防止措置等を講じ、最寄りの消防機関、警察機関等に報告する。

2 二次災害発生時の措置

地震により、危険物保管施設又は危険物輸送時に災害が発生した場合の措置は、「都市災害対策計画編第 4 部第 4 章 危険物等災害対策」に準じて実施する。

第 3 節 放射性物質等災害の応急対策

地震の発生に伴う放射性物質等による災害の発生及び拡大を防止するため、市及び放射性物質等取扱事業者は、状況に応じた防災体制を整える。

1 地震発生時の措置

項目	概要
市の措置	消防対策部は、放射性物質等取扱事業者の安全対策に関する情報を収集するとともに、二次災害防止のための必要な措置を講じる。
事業者の措置	放射性物質等取扱事業者は、事業所内施設の安全対策を講じ、消防対策部に対策の実施状況を報告する。
放射性物質 輸送時の措置	輸送事業者・現場責任者は、放射性物質等の流出のおそれのある作業及び移送の停止、輸送車両等の応急点検、放射性物質等の漏えい等の防止措置等を講じ、最寄りの消防機関、警察機関等に報告する。

2 二次災害発生時の措置

地震により、放射性物質等取扱事業所で災害が発生した場合の措置は、「都市災害対策計画編第4部第5章 放射性物質等災害対策」及び原子力災害対策計画編に準じて実施する。

第4節 適正処理困難物の応急対策

関係対策部は、地震発生に伴い適正処理困難物が発生した場合は、処理に関する情報を集約し、総合対策部と調整を図り対応を実施する。

第16章 学校等の応急対策

第1節 災害時の学校教育実施等にかかる基本方針

1 災害時における学校教育の実施にかかる基本方針

(1) 基本方針

各学校(園)は、本章及び「第2部第2章第7節 学校等の防災力の強化」に規定する個別計画に基づき、災害時における児童・生徒の安全確保及び学校教育の確保を図るものとする。

(2) 情報通信手段の確保

教育対策部は、児童・生徒の安全のための的確な指示や報告を実施するため、学校(園)との連絡手段を確保する。

2 災害時における児童福祉施設等の対応にかかる基本方針

各施設管理者は、各施設の防災マニュアル等に基づき災害時における児童の安全確保を図るものとする。

第2節 災害発生時の措置

震災発生により授業等の実施が困難な場合、校長及び幼稚園長(以下、校長等)は教育対策部からの指示により、又はその指示を受けることが不可能である場合は、校長等の判断により次の措置をとるものとする。

1 児童・生徒等の安全確保

項目	概要
児童・生徒の保護	○校長等は、児童・生徒等が在校中に地震が発生した場合、児童・生徒の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは学校(園)で児童・生徒を保護する。 ○地震に伴い津波発生の恐れがある場合や施設に危険のある場合は、立地状況等に応じた適切な避難措置を講じる。
保護者等への情報発信	校長等は、児童・生徒等の状況、学校(園)が行う措置等について、保護者等へ情報発信するなど混乱防止に努める。
児童・生徒の引渡し	○校長等は、地震や津波に対する安全が確認された後に、児童・生徒の保護者等への引き渡しを実施する。 ○交通機関の運行中止等により保護者等への引き渡しができない児童・生徒については、学校(園)に待機させる等適切な措置を講ずる。

項目	概要
安否確認	校長等は、休日、祭日及び夜間等に災害が発生した場合、教職員をあらかじめ定めた参集体制・方法に基づき非常招集させ、児童・生徒の安否確認を行う。
児童・生徒の安全確保後の対応	校長等は、下校により児童・生徒の安全確保の措置終了後は、応急対策活動にあたる。

2 被害情報の報告

項目	概要
被害状況の報告	<p>○校長等は、地震発生後に安全を確保した上で児童・生徒及び施設の被害状況を確認し、被害の有無に関わらず、速やかにその状況を教育対策部に報告する。</p> <p>○教育対策部においても学校(園)の被害状況の把握に努めるとともに、被害状況をとりまとめ、総合対策部に報告する。</p>

第3節 学校教育の継続・再開

1 学校教育の実施基準

学校(園)施設の被害の程度に応じた学校教育の実施基準を次のとおり定める。

区分	概要
施設の被害が軽微な場合	各学校(園)において速やかに応急措置をとり、授業を行う。
施設の被害が相当に甚大な場合	残存の安全な教室の使用又は特別教室、屋内体育施設などの転用により、学級合併授業、一部又は全部の二部授業を行う。
全面的に施設使用が不可能な場合	近隣の安全な学校(園)や公共施設の利用又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設などにより、授業を再開する。

2 学校教育の実施

校長等は、被災状況や応急復旧状況に応じた教育活動を実施する。

なお、私立学校もそれぞれの責任の範囲において、学校教育を実施する。

項目	概要
教職員の確保	<p>○校長等は、速やかに出勤可能な教職員の実態を把握し、教育活動の実施に支障がないよう努めるものとする。</p> <p>○教育対策部は、各学校(園)の教職員数を取りまとめ、県教育委員会に報告する。</p>
教育実施場所の確保	教育対策部は、学校(園)施設の使用が全面的に不可能な場合、教育実施場所を確保する。

項目	概要
教育内容の選択	校長等は、被災の状況及び施設の復旧期間を考慮し、学校教育の期間及び内容等を定める。
学校給食の確保	校長等は、給食設備及び物資の現状等を把握し、状況に応じて学校給食(簡易給食)の実施又は中止を決定する。 なお、給食実施の際は、災害時における物流滞留や水道停止の可能性を考慮し、衛生管理に十分留意する。

3 学用品の支給等

住家が倒壊、焼失等により被害を受け、教材・学用品を喪失又は棄損した児童・生徒等に対し、その調達及び支給について、次のとおり実施するものとする。

項目	概要
学用品の調達	教育対策部は、被災した児童・生徒等について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を教材納入業者の協力を得て調達する。 なお、災害の程度により災害救助法による学用品の給付手続をとるほか、県に対し必要な措置を要請する。
学用品の支給	○災害救助法が適用され、当該業務について県知事から本部長(市長)に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。 ○災害救助法が適用されない場合は、災害救助法に準じた措置を実施する。
授業料減免等	教育対策部は、被災によって授業料の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除する等の特別措置を講じる。

4 通常授業への復帰

項目	概要
施設の復旧等	教育対策部は、教育施設の被災又は避難所として使用していることにより授業が長時間にわたって中断することを避けるため、被災した教育施設の被害箇所・危険箇所の応急修理、学校(園)の相互利用、仮設校舎の設置及び公共施設の利用等を行い、教育の早期再開を図る。
通常授業への復帰	校長等は、施設の復旧対策状況を見て、速やかにその施設に児童・生徒を收容し、教育を平常の状態に復帰させるように努め、その時期を早急に保護者へ連絡する。

項目	概要
児童・生徒の精神的支援	校長等は、スクールカウンセラー及び教育相談機関等との連携により、児童・生徒の心的症状への対応等の精神的支援を実施する。

第4節 児童福祉施設等における災害発生時の措置

1 施設管理者が取るべき措置

施設管理者は、児童・職員の安全確保、保護者へ無事引き渡しを念頭におき、各施設の防災マニュアル及び「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」に基づき安全確保等の的確な応急措置をとるものとする。

項目	概要
児童の保護	<ul style="list-style-type: none"> ○施設管理者は、児童の安全確保を図り、必要に応じて保護者への連絡や児童の施設内での保護等を行う。 ○地震に伴い津波発生の恐れがある場合や施設に危険のある場合は、立地状況等に応じた適切な避難措置を講じる。
行政への報告等	<ul style="list-style-type: none"> ○施設管理者は、「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」に定める事項について、市へ報告する。 ○施設管理者は、施設が被災し休業せざるを得ない場合は、市と協議し、他施設での児童等の受入れについて調整する。
児童の精神的支援	施設管理者は、児童の心的症状への対応等の精神的支援を実施する。

2 施設の状況把握等

関連部局は、児童福祉施設等の応急・復旧対策のための活動を次により実施するものとする。

項目	概要
被害状況の把握等	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設の被害状況等を確認し、その状況を取りまとめる。 ○被災した施設から支援要請があった場合は、必要な支援を行うとともに、国や県等が実施する再建支援策等の情報提供を行う。
他の施設等での児童受入れ調整	被災施設から、他の施設等での児童等の受入れの調整の求めがあった場合は、受入れ可能施設の選定及び調整を行う。
児童のメンタルケア	児童の健康や精神状態の安定等こころのケアを図るため、相談窓口を設置する。

第 17 章 公共施設対策

第 1 節 公共施設の応急対策にかかる基本方針

市の公共施設は、不特定多数の利用者があることから、地震発生時においては、各施設の特性や立地場所等を考慮し、利用者の安全確保を優先に適切な対応を迅速に実施する。

第 2 節 公共施設における応急対策

1 発災時の措置

地震発生時における、不特定多数の利用者がある公共施設や公園などの指定管理者を含む施設管理者（以下、施設管理者）が行う緊急措置を次のとおり定める。

なお、病院等医療施設については「第 7 章 医療救護対策」により、学校教育施設については「第 16 章 学校等の応急対策」により、本章と合わせた応急対策を実施する。

項目	概要
安全確保	○施設管理者は、施設利用者の安全確保、情報提供、応急手当、避難誘導等を的確に行い、混乱防止に努める。 ○施設管理者は、施設及び施設周囲の安全性が確認できた場合は、施設内の安全な場所で身の安全確保を図る。
情報提供等	施設管理者は、災害対策本部等やテレビ・ラジオからの災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を利用者等へ提供し、不安の解消に努める。
応急手当	施設管理者は、利用者及び職員等が負傷した場合は、応急手当を実施するとともに、必要に応じて近隣住民等と協力しつつ医療機関等へ搬送する。
被害の把握及び報告	○施設管理者は、発災後安全を確保した上で施設の被害状況を調査し、所管対策部へ報告する。 ○各対策部は、施設管理者から受けた被害状況を総合対策部に報告する。
避難誘導等	○施設管理者は、施設及び周辺地域の被災により施設内での安全確保ができない場合は、所管対策部と連携の上、避難所以外の近隣施設や開設された帰宅困難者一時滞在施設に利用者を誘導する。 ○自宅への帰宅を希望する利用者に対しては、周辺の状況や気象状況等を見極めつつ、安全に関する事項を示唆し帰宅させる。

項 目	概 要
応急対策業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○施設管理者は、施設を所管する対策部の指示により、応急対策業務に従事する。 ○災害規模によっては、応急対策や復旧・復興のための拠点施設となる場合もあるため、施設の機能維持及び回復を図る。

2 土木施設等の応急対策

関係対策部は、道路、橋りょう、トンネル、河川、港湾等の都市施設に被害が生じたときは、消火活動や救出救助活動、緊急輸送活動等の災害応急対策及び市民生活への支障を最小限に留めるため、速やかに応急復旧を実施する。

3 施設別の応急対策の実施

施設別の詳細な応急対策は、各対策部で定める活動細部計画に基づき実施する。

第3節 公共の空地、施設の有効利用

震災により、市域に大きな被害が生じた場合、応急活動や復旧活動で空地等を使用することにも影響がでることが予想される。

そのため、総合対策部は各対策部から報告された空地等の被害状況を取りまとめ、予め使用目的が定められた空地等の代替の選定や、各対策部が実施する応急対策業務に必要な空地等の選定について総合調整を行う。

第 18 章 ライフライン施設対策

第 1 節 上水道施設の応急対策

上下水道対策部は、可能な限り送・配水を停止しないことを原則とし、被害施設はその重要度に従い、総力をあげて短期間の復旧にあたる。

なお、飲料水等の給水については、「第 10 章 飲料水等の供給」により実施する。

1 被害調査

災害発生と同時に、水道施設の被害調査を行い、状況把握と適切な給・配水計画並びに応急復旧計画を策定する。

項目	概要
調査項目	○取水、導水、浄水施設及び送水管 ○配水池、ポンプ所、配水幹線、配水本管 ○配水支管、配水小管、給水装置

2 応急復旧

応急復旧作業は、関係業者・応援事業者等の協力を得て実施し、短期間での復旧に努める。

施設等	概要
取水・導水・ 浄水施設	取水・導水・浄水の各施設に被害が発生した場合は、配水能力を極力維持するために、総力をあげて復旧する。
送・配水施設	○被害調査により通水可能な管路は、各浄水場の状況、配水池容量等を考慮し、配水系統の変更など、円滑な配・給水にあたる。 ○被害施設の復旧には、主要な管路の上流側からその重要度に従い応急復旧を行う。 ○二次災害が発生しない範囲の漏水は、副次的なものとして逐次復旧する。
給水装置	○給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水支障や、道路上の漏水等、その重要度に従い応急復旧を行う。 ○仮復旧は、1戸につき1給水栓を確保するように進める。

3 応援の要請

災害の程度により、応急給水又は水道施設の復旧のための資機材、もしくは人員に不足が生じる場合は、日本水道協会神奈川県支部や災害時における復旧工事の協力に関する協定を締結している業者等への応援を要請する。

第2節 下水道施設の応急対策

上下水道対策部は、上水道施設と併せ下水道施設についても、市民等の日常生活との関わりに鑑み、早期の復旧に努める。

1 被害調査

地震発生後直ちに下水道施設の被害調査を行うとともに、被害の規模、原因、復旧見込み等について、総合対策部に報告する。

2 応急復旧

応急復旧作業は、関係業者・応援事業者等の協力を得て実施する。

施設等	概要
ポンプ場、処理場施設	ポンプ場、処理場の各施設に被害が発生した場合は、排水・処理能力を極力維持するために、総力をあげて復旧する。
下水道管渠施設	管渠の復旧作業は、管の破損、継手ズレ等による排水不良箇所及び管渠内に土砂が流入したことにより道路陥没した箇所の復旧を優先する。
マンホール	排水に支障を生じている箇所、崩壊の危険性のある箇所及びマンホールが浮上した箇所を優先的に修理・補強する。
取付管	取付管は、埋設深度が浅く被害が多く発生すると考えられることから、復旧は布設替え又は仮設排水管等とし、公共性の高い場所を優先的に実施する。

3 応援の要請

災害の程度により、下水道施設の復旧のための資機材、もしくは人員に不足が生じる場合は、下水道関東ブロック、災害時における復旧工事の協力に関する協定を締結している業者等への応援を要請する。

第3節 電力施設の応急対策

地震により電力施設に災害があった場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対する電力供給を確保する。

1 東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社支部の応急対策

(1) 基本方針

項目	概要
非常災害対策本部(支部)の設置	非常災害対策神奈川総支社本部の発令に伴い、非常災害対策藤沢支社支部を設置する。

項目	概要
電力供給継続の原則と危険予防措置	電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動実施のため、警察、消防等からの停止要請等があった場合には、送電停止等の予防措置を講じる。
電力の融通	災害時においても、各電力会社との「全国融通電力受給契約」及び、隣接する電力会社との「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通を実施する。
関係機関との連携	市災害対策本部へ要請に基づき職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行う。

(2) 応急対策

項目	概要
応急工事の実施	災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。
設備の復旧	設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。
優先送電	特に防災上の重要となる施設(原則として人命にかかわる施設、災害対策の中核となる官公署、報道機関、避難場所、その他)に対しては優先的に送電する。
復旧応援隊の編成	被害の状況等を勘案し、被害が甚大な場合は当社社員あるいは工事会社の協力を得て、復旧応援隊を編成し復旧工事を実施する。
広報対策	被害状況及び復旧見通し等について広報を行うほか、二次災害を防止するため、以下の事項について注意喚起を行う。 ○避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切る ○感電事故の防止(垂れ下がった電線には絶対触れない等) ○漏電等による出火防止(冠水した屋内配線、電気器具等は使わない) ○電気器具のコンセントを抜く

2 本市の措置

項目	概要
協力応援	電力供給施設の重大被災のため、電力供給事業者から応急対策について要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。

項目	概要
住民への周知	<p>市民等に対して、電力設備について次のような異常を発見した場合は、最寄りの電力供給事業者へ通報するよう周知を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電線が切れ、地上へ垂れ下がっている場合 ○樹木やアンテナ等が倒れて、電線に触れている場合 ○電力施設から、火花、音響、煙等がでている場合 ○電柱が傾斜又は倒壊している場合

第4節 都市ガス施設の応急対策

地震により都市ガス施設に災害があった場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対するガス供給を確保する。

1 東京ガスネットワーク㈱の応急対策

項目	概要
非常体制	災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、非常事態対策本部・支部を設置し、災害対策活動を行う。
情報収集	気象庁の発表する気象情報、ガス施設等の被害状況および復旧状況等を迅速・的確に把握する。
安全確保	ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
応急工事	非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止に努める。
復旧作業	<p>供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。</p> <p>a. 高・中圧導管の復旧作業</p> <p>①区間遮断 ②漏えい調査 ③漏えい箇所の修理 ④ガス開通</p> <p>b. 低圧導管の復旧作業</p> <p>①閉栓作業 ②復旧ブロック内巡回調査 ③被災地域の復旧ブロック化 ④復旧ブロック内の漏えい検査 ⑤本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理 ⑥本支管混入空気除去 ⑦灯内内管の漏えい検査及び修理 ⑧点火・燃焼試験(給排気設備の点検) ⑨開栓</p>
広報活動	<p>○テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うとともに、必要に応じ直接当該地域へ周知する。</p> <p>○地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。</p>

2 本市の措置

項目	概要
協力応援	ガス供給施設の重大被災のため、ガス供給事業者から応急対策について要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。
住民への周知	市民等に対し、ガス設備の異常を発見した場合は、最寄りのガス供給事業者へ通報するよう周知を図る。

第5節 通信サービスの応急対策

地震により通信サービスに被害があった場合、二次災害の防止、情報通信網の確保をするため、速やかに応急復旧を行い、迅速な機能回復を図る。

1 通信事業者が行う応急対策

項目	概要
情報伝達の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時の情報連絡体制を確立し、情報収集及び伝達にあたる。 ○気象業務法に基づき気象庁から伝達される警報等については、速やかに関係する市町村等へ連絡する。
防災機関等との連携	<p>応急対策が円滑、適切に行われるよう、防災関係機関等と連携し、次の事項に関して協調する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に関する情報の提供及び収集 ○災害応急復旧及び災害復旧 ○資材及び物資対策 ○交通及び輸送対策
施設の応急復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○通信設備などに被害を受けた場合、防災機関等の通信の確保を優先して行う。 ○伝送路に障害が発生した場合には、他の伝送路に切り替えを行い、通信を確保する。
ライフライン事業者との協調	電力、燃料、水道、輸送などのライフライン事業者と協調し、商用電源の優先供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水、資材の緊急輸送などを確保する。
グループ会社等との復旧体制の確立	グループ会社、工事会社等と協調し、応急対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を確立する。
災害用伝言ダイヤル等の運用	大規模災害が発生した場合は、家族との安否確認が円滑に伝達できるよう、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「Web171」及び災害用伝言板サービスの運用を直ちに開始する。

第19章 鉄道施設対策

地震災害により鉄道施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、交通機関としての機能を維持する。

第1節 東日本旅客鉄道(株)横浜支社の応急対策

1 緊急措置

項目	概要
対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○地震災害の規模、状況に応じて横浜支社等に災害対策本部（以下、対策本部）を設置するとともに、災害現場に現地対策本部を設置する。 ○震度6弱以上の地震発生の場合は、直ちに対策本部を設置する。
社員の参集	震度6弱以上の地震発生の場合は、全社員は自律的に勤務箇所又は最寄りの駅区所へ非常参集する。
情報の収集及び連絡	<ul style="list-style-type: none"> ○災害に関する情報を迅速・的確に把握するため、関係自治体、警察、消防機関、関係事業所、及び自衛隊等と緊密な情報連絡をとる。 ○震度6弱以上の地震発生の場合は、被害の情報収集と旅客の救助活動を行うため、予め定めた各情報連絡拠点、及び救助中継基地を機能させる。
電力の確保	運転、営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備の利用と電力事業者からの受電方を講ずる等、早期給電を確保する。
非常通信の確保	情報連絡、指示、命令伝達、報告等のため、必要に応じ非常電話、可搬型衛星通信装置等、通信回線運用措置をとるほか、非常無線通信規約による官公庁通信の相互活用を図る。
緊急広報	災害時、旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、掲示、放送等により案内を行い、旅客の鎮静化に努める。
旅客の案内	乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を把握し、放送等により案内し旅客の動揺、混乱の防止に努める。
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○建物倒壊の危険、火災発生、その他二次災害のおそれがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導する。 ○更に大規模な延焼火災により危険が迫った場合や、避難指示が発令されたときは、広域避難地等へ誘導する。

項目	概要
地下通路の浸水防止	地下通路において、水道管破裂等による道路面から浸水のおそれがある場合は、階段出入り口付近に設けてある止水板及び土のう積み工法等により浸水防止を図る。
初期消火等の実施	地震その他の原因によって火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
救助活動	災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに、負傷者の救助に努める。
多数負傷者発生時の対応	列車等の大規模被害により多数の死傷者が発生した場合は、箇所長及び乗務員は速やかに負傷者の救出救護を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣、その他必要事項を対策本部に速報するとともに、消防、警察機関等に協力を要請する。
交通輸送対策	災害区間着又は通過する旅客の乗車券類の発売制限及び輸送制限、う回線区輸送力の増強、他社線との振替輸送線による輸送強化等の措置を講じ、輸送の確保を図る。
駅構内等の秩序維持	災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、警察と緊密な連携のもとに、駅構内や列車等における犯罪の予防、旅客等の適切な誘導等、災害警備を次のとおり実施する。 ① 混乱防止の広報を、営業中止、制限の時期等の告知 ② 旅客の避難誘導及び避難場所の案内 ③ 警備及び警察の要請

2 復旧措置

項目	概要
応急復旧の基本方針	応急復旧にあたっては、地域の社会経済活動の早急な回復を考慮し、迅速かつ適切に実施する。
本復旧計画及び実施	応急復旧後、早急に本復旧計画を策定して本復旧工事を実施する。また、本復旧工事の実施にあたっては、再び同様の被害を受けることのないよう耐震性の向上を図るなど必要な措置をとる。

第2節 京浜急行電鉄(株)の応急対策

1 緊急措置

項目	概要
対策本部の設置	○大規模震災時は、「鉄道事故・災害対策規程」に基づき鉄道部門災害対策本部を設置して、被害を最小限度に留めるとともに、速やかな被害復旧にあたり輸送の確保を図る。 ○状況に応じて従事員を非常招集し災害復旧に努める。

項 目	概 要
通報連絡体制	別に定める「事故速報規程」により、通信連絡体制を確立する。
地震発生時の緊急措置	<p>《運転規則の内容》</p> <p>○運輸司令は、地震発生を感知するか、駅長又は駅運転取扱責任者もしくは乗務員から地震発生を報告を受けたときは、直ちに列車無線により全車列を一旦停止させたうえ、その程度に応じて次により対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 震度5強以上のときは、速やかに保守担当責任者に対し路線点検方を要請し、異常がないことを確かめるまで列車を運転させてはならない。 ② 震度5弱のときは、駅長又は駅運転取扱責任者から停車場構内の運転設備について、列車の運転に支障のないことの報告を受けた後、列車の乗務員に対して25キロメートル以下の速度での注意運転を指令し、駅長及び駅運転取扱責任者ならびに保守担当責任者に対して、その旨を通報する。 ③ 震度4のときは、駅長および駅運転取扱責任者ならびに乗務員に対し路線の状態を確認させ、見通しの範囲に異常を認めないときは、毎時35キロメートル以下の速度で注意運転を指令する。 ④ 震度3以下のときは、運転継続を指令する。 <p>《乗務員の対応》</p> <p>○運転士は、列車運転中、運輸司令から地震発生による列車停止の指令を受けるか、又は地震発生を感知したときは、危険な個所を避けて速やかに列車を停止する。</p> <p>○運転士は列車を停止したときは、運輸司令からの指令に留意するほか、次の取り扱いをする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 見通しの範囲に異常を認めたときは、その状況を運輸司令又は最寄り駅長に報告する。 ② 運輸司令からの指令があるまで運転を再開してはならない。 <p>《その他の措置》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 震度4以上の場合は、施設等の点検を行う。 ② 列車無線、指令電話、社内電話等を活用して、災害の状況の把握に努める。

項目	概要
旅客の避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ○駅長は、駅係員を指揮して、駅構内の状況及び旅客の動態を把握し、適切な放送等により旅客の混乱を防止する。 ○駅構内が危険と思われるときは、旅客を安全な場所に避難誘導するとともに、火気使用器具等の使用禁止など出火防止に努める。 ○乗務員は、列車の停止した場所が危険な状態のときは、併発事故防止のため対向列車に十分注意し旅客を安全な場所又は最寄駅まで誘導する。この場合、車内放送等により旅客にその状況を知らせ、旅客の混乱を防止する。
出火防止	出火の際は自衛組織の確立を図り、出火による被害の防止に努める。

2 復旧措置

項目	概要
応急復旧の基本方針	応急復旧にあたっては、地域の社会経済活動の早急な回復を考慮し、迅速かつ適切に実施する。
本復旧計画及び実施	<ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧終了後、早急に本復旧計画を策定して本復旧工事を実施する。 ○本復旧工事の実施にあたっては、再び同様の被害を受けることのないよう耐震性の向上を図るなど必要な措置をとる。

第 20 章 応援及び派遣の要請

第 1 節 応援・派遣要請にかかる基本方針

大規模な災害が発生し、現有の人員、資機材、備蓄物資等では市単独での応急対策が困難と判断した場合は、速やかに関係法律及び協定等に基づき、他の地方公共団体及び防災関係機関に支援を要請する。

第 2 節 応援要請の概要

震災時において、本市が要請元として行う、物資、人員、消防力などの応援要請の種類とその概要は、次のとおりである。

1 災害対策基本法に基づく広域応援要請

要請事項	要請先	概要
国(指定地方行政機関)職員の派遣	指定地方行政機関の長	災害対策基本法第 29 条第 2 項に基づき、指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
国(指定地方行政機関)職員派遣のあっ旋	県知事	災害対策基本法第 30 条第 1 項に基づき、指定(地方)行政機関職員の派遣についてあっ旋を求める。
県職員の派遣	県知事	災害対策基本法第 30 条第 2 項に基づき、職員の派遣についてあっ旋を求める。
他の市町村長等に対する応援の要求	他の市町村長	災害対策基本法第 67 条第 1 項に基づき、本市の災害に係る応急措置に対する応援を要請する。
県知事に対する応援の要求等	県知事	災害対策基本法第 68 条に基づき、本市の災害応急措置に対する応援と、県が行うべき応急措置の実施について要請する。

2 自衛隊・緊急消防援助隊の派遣要請

要請事項	要請先	概要
自衛隊災害派遣部隊の派遣	県知事 もしくは 部隊の長	人命救助、捜索、医療救護、緊急輸送、炊事、道路啓開などの応急対策活動において、市が対応できない場合は、災害派遣部隊の派遣を要請する。
緊急消防援助隊の派遣	県知事	消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣を要請する。

3 その他協定等に基づく応援要請

要請事項	要請先	概要
近隣市町の応援	近隣市町の首長	「災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定」や「消防相互応援協定」等に基づき応援を要請する。
協定締結自治体の応援	協定締結自治体の長	「災害時における相互応援に関する協定」等に基づき応援を要請する。
米海軍の応援	米海軍基地司令	○「在日米海軍との防災協定」に基づき、人道的支援、被災者の搬送、食料・衣服、医薬品、寝台・寝具の提供、臨時避難所及び仮設住宅、緊急医療処置、医務及び技術関係人員の提供などの応急措置を要請する。 ○米海軍横須賀基地周辺で本市消防力を上回る火災が発生した場合は、「消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。
その他専門機関からの支援	関係機関や事業者	被災調査等の実施にあたりマニュアル等に基づき支援を要請する。
事業者の労働力・資機材等の提供	事業所長等	特殊作業や労働力に不足が生じた場合は、必要に応じてライフライン事業者、災害緊急協力事業者等に協力を要請する。

第3節 広域応援要請、緊急消防援助隊の派遣要請

1 災害対策基本法に基づく広域応援要請

災害対策基本法に基づく広域応援要請の手続きは、総合対策部が行うこととし、市長は現有人員や資機材等での災害応急対策実施が困難であると判断した場合は、次の事項を文書により県知事等へ要請する。

ただし、急を要する場合は、必要事項を電話等で依頼し、電話又はFAXにより要請し、事後速やかに文書で所定の手続きを行う。

項目	連絡事項
職員の派遣	① 派遣を要請(あつ旋)する理由 ② 派遣を要請(あつ旋)する職員の種別及び人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
応援の要請	① 被害の状況 ② 応援の要請内容(品目及び数量等) ③ 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路 ④ 応援の期間

2 緊急消防援助隊等の派遣要請

緊急消防援助隊の派遣要請の手続きは、消防対策部が行うこととし、市長等は大規模な災害等に際し、自らの消防力では対応できず緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、消防組織法に基づき県知事へ要請する。

3 応援部隊の受入れ

(1) 応援部隊の活動拠点の確保

応援部隊の活動拠点については、「第2部第5章第2節 応援部隊の活動拠点等の整備」に定める広域応援活動拠点を原則に、空地等の被災状況を勘案し確保する。

(2) 応援部隊の活動支援

応援部隊の受入れに際しては、食料の確保・提供、宿泊場所や休憩場所の確保、必要に応じた現場への案内など、応援部隊の活動が円滑に行われるよう支援する。

4 応援部隊の撤収要請

応援の目的が達成された場合又はその必要がなくなった場合は、要請先と協議の上、派遣機関に対し応援部隊の撤収を要請する。

なお、撤収の要請については、当該部隊等を応援要請した対策部が行う。

第4節 自衛隊の派遣要請

1 自衛隊災害派遣部隊の派遣要請

総合対策部は、市長が自衛隊の派遣要請を決定した場合は、次のとおり行う。

区分	概要
県知事への要請	○市長は以下の事項を記載した文書により、県知事へ要請する。 ① 災害の状況及び派遣を要請する理由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他派遣地への最適経路など参考となるべき事項
その他	○市長は、県知事への派遣要請が連絡不能等で要求できない場合は、部隊の長に被害の状況などを通知する。 ○市長は当該通知を行った場合は、その旨を速やかに県知事へ通知する。

2 自衛隊派遣要請の範囲

自衛隊派遣を要請できる範囲は、原則として人命又は財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合であり、概ね次の活動内容とする。

なお、自衛隊は通知を受けた場合や、特に緊急を要し要請を待ついとまがない場合には、要請を待たずに部隊を派遣することがある。

項目	概要
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難指示が発令され、避難等が行われる場合で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索、救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土嚢の作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な航空機その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。
道路もしくは水路の啓開	道路もしくは河川が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員、及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水(炊飯の米穀及び炊飯用の水は、通常関係機関が提供するものを使用)を行う。
物資の無償貸付又は譲与	被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安措置及び除去	処理能力上可能なものについて火薬・爆発物(不発弾等)、危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所用の措置を取る。

3 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

(1) 連絡員の派遣等

自衛隊の連絡・調整窓口は総合対策部に設置し、市長は情報を共有し活動を効率的に実施するため、自衛隊に対し災害対策本部への連絡員等の派遣を求める。

また、必要に応じて自衛隊の活動地域へ市の連絡員等を派遣し、迅速な措置がなされるようにする。

(2) 活動拠点等の提供

派遣要請と同時に、「第2部第5章第2節 応援部隊の活動拠点等の整備」に計画する活動拠点及びヘリポートを自衛隊へ提供する。なお、自衛隊施設の被災により活動拠点として耐えがたい場合は、別途指定する公共空地を提供するものとする。

また、海上から自衛隊船舶による活動が実施される場合には、建設対策部において使用する岸壁を調整した上、「第2部第8章第1節 緊急輸送体制の整備」に計画する受入れ港を提供する。

4 災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣部隊の撤収にあたっては、県知事や各機関、派遣部隊と協議のうえで決定し、県知事を通じて自衛隊に対し、災害派遣部隊の撤収を要請する。

なお、撤収の要請については、総合対策部において行う。

5 経費の負担

災害派遣活動に要した費用は、原則として派遣要請機関が負担することになり、その内容は概ね次のとおりである。

項目	概要
費用負担の内容	<ul style="list-style-type: none">○派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資材、機材(自衛隊装備に係わるものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費○派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料○派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等○派遣部隊の救援活動実施に際し発生した(自衛隊装備に関するものを除く)損害の補償○その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、派遣要請機関と派遣部隊長等との間で協議する。

第5節 相互応援協定等に基づく応援要請の手続き、受入れ

1 応援要請の手続き

各対策部は、現有の人員や資機材等で災害応急対策を実施することが困難であると判断した場合は、あらかじめ定められた手続きにより、応援・支援先へ要請する。

2 応援部隊等の受入れ

(1) 活動拠点の確保

各対策部は、応援部隊等の活動拠点の確保が必要な場合は、総合対策部と被災状況を勘案し調整の上、空地等を確保する。

(2) 応援部隊等の活動支援

各対策部は、応援部隊等の受入れに際しては、食料の確保・提供、宿泊場所や休憩場所の確保、必要に応じた現場への案内など、応援部隊等の活動が円滑に行われるよう支援する。

(3) 応援部隊等の撤収要請

応援の目的が達成された場合又はその必要がなくなった場合は、撤収を要請する。
なお、撤収の要請については、当該部隊等を応援要請した対策部が行う。

第 21 章 災害警備対策

第 1 節 災害警備にかかる基本方針

地震発生時においては、一時的に社会生活が麻痺状態となり、混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。

このような事態に対処するため、警察及び関係機関が実施する災害警備活動が円滑かつ効果的に実施できるよう緊密に連携を図る。

第 2 節 警察による警備活動

大地震発生時においては、市内警察署は各警察署警備本部を設置し、次のとおり災害警備活動にあたる。

項目	概要
救出救助活動の実施	把握した被災状況に基づき、迅速・的確な救出救助活動を実施する。
防災関係機関との連携	市内の各警察署長は、消防等防災関係機関と連携を密にするとともに、各機関の現場責任者と随時、警察署等において捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。
避難指示等の実施	警察官は、災害対策基本法第 61 条により避難の指示を、また、同法第 63 条第 2 項により警戒区域を設定する。また、警察官職務執行法第 4 条により避難等の措置を行う。

第 3 節 警察による警備活動との連携

1 災害警備活動との連携

県警察による災害警備活動については、本市が行う災害応急対策との連携が必要なため、総合対策部及び関係対策部は、情報共有を図り相互に円滑な活動が行われるよう努める。

2 災害発生時の防犯対策の強化

大震災後は、無人化した住宅街や商店街等での窃盗事件や、社会混乱に乗じた生活経済事件などの犯罪が発生していることから、総合対策部は、警察や町内会等と連携して被災地域及びその周辺における社会秩序の維持に努める。

第22章 災害ボランティアの活動支援

第1節 災害ボランティア活動の支援にかかる基本方針

災害時には、災害ボランティアによる支援が期待される一方で、受入体制が整備されないと効果的な活動が期待できないことから、横須賀市社会福祉協議会と緊密な連携により災害ボランティア活動が円滑に実施できるよう支援する。

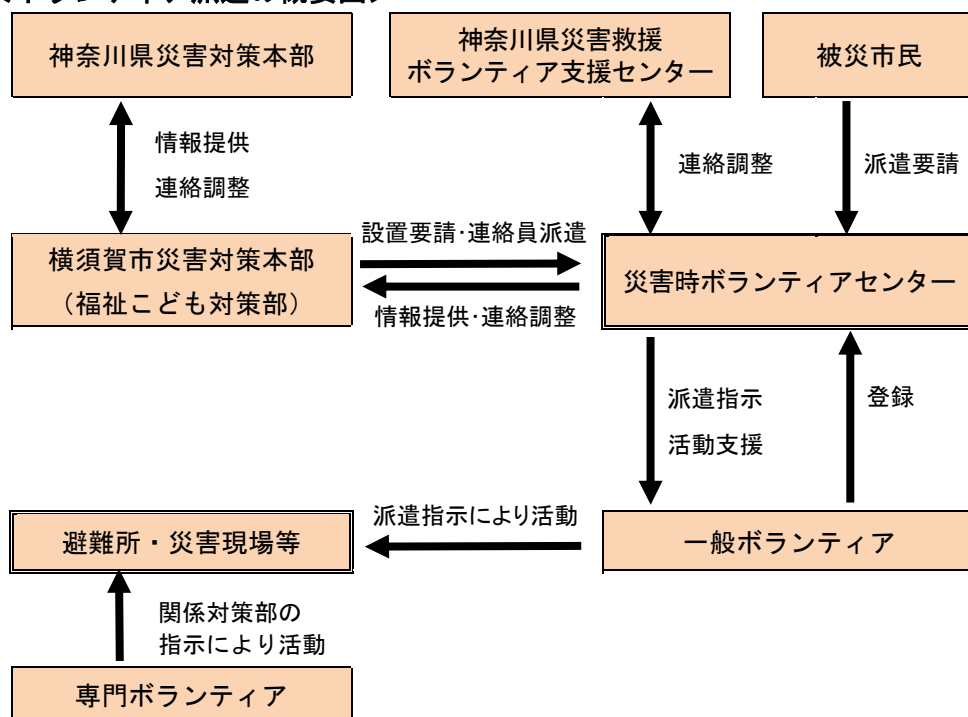
第2節 ボランティアの活動支援

1 災害時ボランティアセンターの設置

福祉こども対策部は、市内の被害状況に応じて、横須賀市社会福祉協議会に「災害時ボランティアセンター」の設置を要請する。

なお、災害時ボランティアセンターの運営は、ボランティア団体等の協力の下に、市社会福祉協議会が行う。

<ボランティア派遣の概要図>



2 一般ボランティアの受入れ

災害時ボランティアセンターは、横須賀市社会福祉協議会が災害時ボランティアセンターコーディネーターの協力を得て運営を行い、一般のボランティアの受入れを行う。

災害時ボランティアセンターでは、一般ボランティアの受入れの他、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などを行う。

3 一般ボランティアの活用

(1) 一般ボランティアの活動内容

項目	概要
一般ボランティアの活動例	○避難所の運営支援 ○救護・救援活動の支援 ○救援物資の仕分け、運搬、配布の支援 ○炊き出しや給水の支援 ○生活関連情報の収集・伝達 ○要配慮者(高齢者・障害者)の介護・支援 ○土木作業、住居内清掃・片付け作業 ○避難所や仮設住宅における生活支援 ○ボランティアセンターの運営支援 ○その他、被災地域における軽作業など

(2) 一般ボランティアの需要把握

各対策部は、被災現場及び避難所等の現状を把握し、必要とするボランティア活動について、福祉こども対策部へ報告する。

福祉こども対策部は、各対策部からのボランティア需要状況を取りまとめ、災害時ボランティアセンターに報告する。

なお、ボランティアの活動において、本市が実施する各応急活動と調整を必要とする場合は、総合対策部と福祉こども対策部がその調整を行う。

(3) 一般ボランティアの派遣

災害時ボランティアセンターは、福祉こども対策部が取りまとめた一般ボランティアの需要状況と、直接市民から受けた派遣要請を整理し、ボランティアの資格や経験等を考慮した上で、一般ボランティアへの派遣指示を行う。

(4) 災害時ボランティア関連情報の発信

福祉こども対策部は、総合対策部と連携し、ボランティア募集やボランティア活動支援等に関する情報の広報に努める。

4 専門ボランティアの受入れ・活用

専門ボランティアの要請、受入れ、活動調整等については、関係対策部で対応する。

事項	関係対策部
応急危険度判定士	都市対策部
被災宅地危険度判定士	都市対策部
横須賀市防災支援隊	消防対策部
その他の専門ボランティア	関係対策部

第 23 章 被災建築物及び宅地の危険度判定

第 1 節 被災建築物及び宅地の危険度判定にかかる基本方針

被災した建築物や宅地での二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を迅速に実施する。

【参考】

大地震等による住家被害が発生した場合、「応急危険度判定（被災建築物・被災宅地）」と「住家の被害認定」の調査が実施される。

これらの調査は、それぞれ異なる目的を有しているものであり、各々の目的に合わせた調査方法や実施体制の整備等が図られていることから、各調査の判定結果の取り扱いや、調査の実施時期等が異なることに留意する。

調査区分	調査概要
応急危険度判定 (被災建築物・被災宅地)	被災した建築物や宅地での二次災害防止を目的に、被災後速やかに着手し完了させる。
被害家屋調査	被害家屋調査は、罹災証明書の発行、応急仮設住宅必要戸数の把握を目的に行うものであり、これらの対策等との連携を図り、調査方針を決定し実施する。

第 2 節 危険度判定の実施

1 被災建築物応急危険度判定の実施

都市対策部は、地震発生直後に倒壊・破断した建築物・構造物（以下、建築物等）が引き起こす人的被害、余震による被害拡大などの二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

項目	概要
判定実施の要否判断	地震発生後、建築物の応急危険度判定の必要性を検討し、必要と認めた場合には、被災建築物等危険度判定実施本部（以下、実施本部）を設置する。 なお、実施本部を設置した場合は県に連絡する。
判定士の要請	実施本部は、応急危険度判定の実施において、判定士の不足等により県の支援が必要な場合には、県に対して支援を要請する。
判定作業の準備	実施本部は、判定が円滑に行えるよう、判定作業実施までに、地区対策拠点別に班分けを行った上で以下の準備を行う。 ○判定街区の割り当て及びマップの作成 ○判定士、コーディネーター受入れと判定チームの編成 ○判定実施マニュアル、判定作業表、判定標識、判定備品 ○判定士の移動手段、宿泊場所等の確保

項目	概要						
判定の対象	判定作業は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、民間建築物等を対象に外観目視点検調査を行う。						
判定の表示	<p>判定士は、3段階(危険・要注意・調査済)の判定結果を判定標識の規準に従い、建築物の所有者等に注意喚起できるよう建築物の入口、もしくは外壁等の見やすい位置に表示する。</p> <p>【判定標識及び表示方法】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>危険</th> <th>要注意</th> <th>調査済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤紙を貼る</td> <td>黄紙を貼る</td> <td>緑紙を貼る</td> </tr> </tbody> </table>	危険	要注意	調査済	赤紙を貼る	黄紙を貼る	緑紙を貼る
危険	要注意	調査済					
赤紙を貼る	黄紙を貼る	緑紙を貼る					
集計・処理	判定結果は集計の上、総合対策部に報告する。						

2 被災宅地危険度判定の実施

都市対策部は、地震発生直後に被災宅地が引き起こす人的被害、余震による被害拡大などの二次災害を防止するため、宅地の危険度を判定する。

項目	概要
判定実施の要否判断	地震発生後、宅地の危険度判定の必要性を検討し、必要と認めた場合には、実施本部を設置する。 なお、実施本部を設置した場合は県に連絡する。
判定士の要請	実施本部は、被災宅地危険度判定の実施において、判定士の支援が必要な場合には、県に対して支援要請する。
判定作業の準備	<p>実施本部は、判定が円滑に行えるよう、判定作業実施までに、地区対策拠点別に班分けを行った上で以下の準備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○判定街区の割り当て及びマップの作成 ○判定士・判定調整員受入れと判定チームの編成 ○判定実施マニュアル、判定作業表、判定標識、判定備品 ○判定士の移動手段、宿泊場所等の確保
判定の対象	判定作業は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき宅地を対象に外観目視点検調査を行う。
判定の表示	判定士は、3段階(危険・要注意・調査済)の判定結果を判定標識の規準に従い、宅地の所有者等に注意喚起できるよう当該宅地の見やすい位置に表示する。
集計・処理	判定結果は集計の上、総合対策部に報告する。

3 判定を受けた建築物等所有者への対応

都市対策部は、各判定開始とともに建築物等の所有者からの判定結果に対する相談窓口を設置する。

第 24 章 被災者の生活支援

第 1 節 被災者の生活支援にかかる基本方針

地震災害時には、多くの住家が倒壊や焼失することが予想されることから、住家を失った被災者への応急仮設住宅の提供や各種の被災者支援制度を受けるに当たって必要とされる罹災に関する証明書の交付を行い、被災者の居住及び生活の安定化を図る。

第 2 節 罹災状況の把握

1 被害家屋調査の実施

(1) 調査の実施体制

税務対策部は、被害家屋の状況調査を実施するにあたっては、内閣府が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき実施する。

なお、調査にあたっては、必要に応じて都市対策部に調査の協力を要請するとともに、人員及び資機材が不足する場合は、県に支援要請する。

(2) 被害分類認定基準

横須賀市被害分類認定基準にある住家被害の認定基準の概要は次のとおり。

程 度	被害程度の説明
全壊	○住家が居住のための基本的機能を喪失したもの。 ○住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの。 ○損壊が延べ床面積の 70%以上 に及んだもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が 50%以上に達したもの。
大規模半壊	○住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。 ○損壊が延べ床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が 40%以上 50%未満のもの。
中規模半壊	○住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。 ○損壊が延べ床面積の 30%以上 50%未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が 30%以上 40%未満のもの。
半壊	○住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。 ○損傷が甚だしいが、補修により元通りに再使用することが可能なもの。 ○損壊が延べ床面積の 20%以上 30%未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が 20%以上 30%未満のもの。

程 度	被害程度の説明
準半壊	○住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷をうけたもので、損壊が延べ床面積の10%以上20%未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が10%以上20%未満のもの。
床上浸水	住家の床より上に浸水したものの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものの。

2 被災者台帳の作成

総合対策部は、被災状況により被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要がある場合には、災害対策基本法に基づき被災者台帳を作成し、被災者支援対策を推進する。

第3節 罹災に関する証明書の交付

1 罹災に関する証明の目的

罹災に関する証明書は、各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等）の適用や個人加入の保険金（見舞金）の給付等を受けるに当たって必要とされる証明書である。

項 目	概 要	証明書が関係する支援策
罹災証明書	市内在住者が所有する建物や家財等の被災状況又は市内在住でない者が市内所有する建物や家財等の被災状況について証明するもの。 （ただし、建物の被災状況については、調査職員が現場確認等、確実な証拠によって立証できるものに限る。）	【公的な支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅の貸与 ・ 住宅応急修理制度 ・ 被災者生活再建支援制度 ・ 各種税・手数料・使用料の減免 ・ 学費の減免 ・ 建物の解体・運搬・処理 ・ 災害復興公営住宅の確保 ・ 災害援護資金の貸付 ・ 各種融資の資料
罹災届出証明書	罹災の内容を確実な証拠により確認できない場合に発行（届出があったことを証明）するもの。 よって、罹災届出証明書は各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等）の適用を受ける証明とはならない。	【私的な支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種保険金の給付 ・ 義援金配分 など

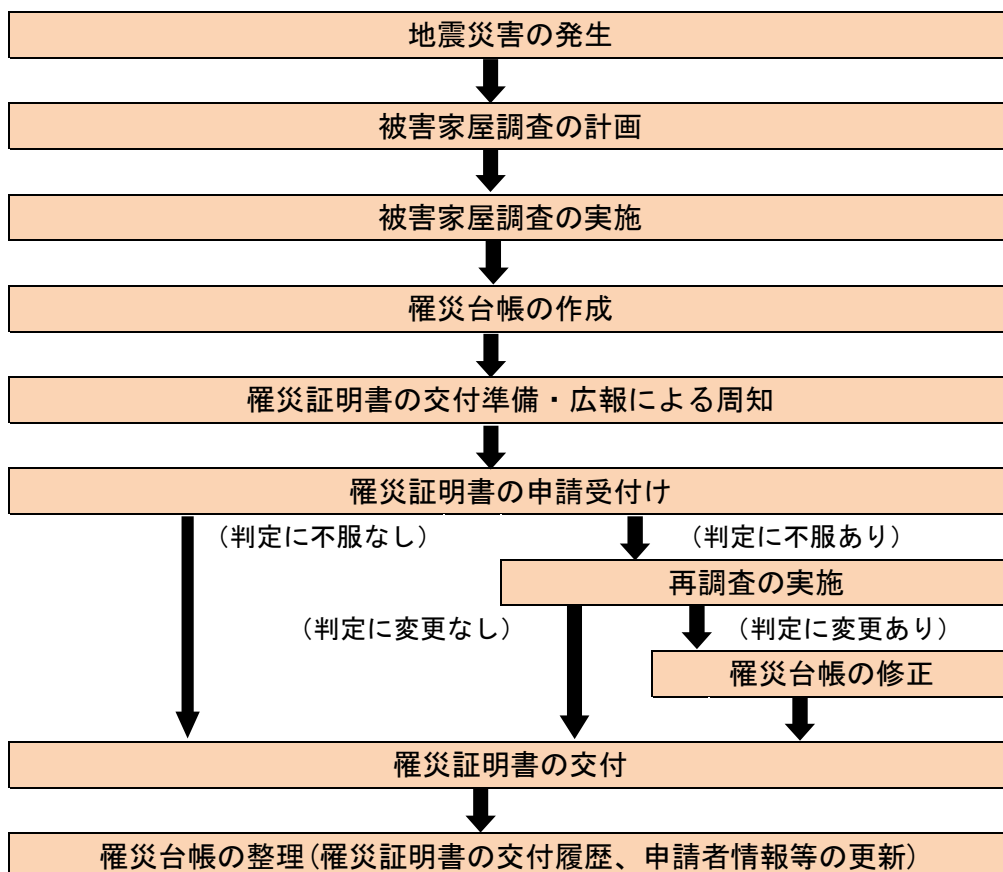
2 罹災に関する証明書の交付手続き

関係対策部は連携を図り、被災者が支援施策を受けるために必要となる罹災に関する証明書交付のため準備を進める。

項目	概要
第一次被害家屋調査	○第一次被害家屋調査は、税務対策部が実施する被災家屋の状況調査の結果を活用する。 ○火災による被害の把握については、消防対策部が実施する調査結果を活用する。
第二次被害家屋調査	総合対策部は、次の場合においては、税務対策部に対し、申請者の立会いによる詳細な調査実施を依頼する。 ○第一次調査の結果を受けた被災者から一定期間内(災害の規模により設定)に再調査申請があった場合。 ○一定期間内に、第一次被害家屋調査が物理的にできなかった家屋の所有者から調査の申し出があった場合。
罹災台帳の作成	総合対策部は、被災家屋調査の判定結果、調査履歴、罹災証明に関する証明書の発行履歴、罹災者に関する情報等を取りまとめ、被災者支援の基礎台帳となる罹災台帳を作成する。

3 罹災証明書の交付に関する手順

総合対策部は災害対策基本法に基づき、次の手順により罹災証明書を交付する。



第4節 各種支援金の給付

災害発生時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、被災した人々が一日でも早く生活を再建し、従前の生活に戻れるよう、生活再建支援を実施する。

なお、支援実施については、「第4部第5章 生活再建支援対策計画」による。

第5節 住宅の確保

1 応急仮設住宅の建設

都市対策部は、災害によって住宅を失い自らの資力では住まいの確保ができない被災者に応急仮設住宅への入居を次のとおり行い、居住の安定を図る。

項目	概要
実施基準	○災害救助法が適用され、「応急仮設住宅の供与」について県知事から本部長(市長)に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。 ○災害救助法が適用されない場合は、関係機関などの協力を得て実施する。
入居対象者	災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者で、次に掲げるいずれかに該当する者とする。 ○住家が全焼、全壊又は流失した者 ○居住する住家がない者
入居者の選定	入居者の選定については、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上行うことを原則とする。
建設戸数	算出した必要戸数から、民間賃貸住宅の借上げや公営住宅により確保される応急住宅数を減じ建設戸数を決定する。
建設場所及び用地の確保	○公有地を原則とし、公有地のみでは建設場所が不足する場合は、国有地、無償で提供を受けられる企業等の民有地から確保する。 ○必要に応じて2階建て仮設住宅の建設や自宅敷地内への建設などの方策についても検討する。
入居期間	応急仮設住宅への入居期間は工事完了日から2年以内とする。

項目	概要
高齢者、障害者等への配慮	<p>○日常のケアを必要とする高齢者、障害者等及びその家族に配慮した平屋建てやバリアフリー化を施した仮設住宅を設置し、優先入居に努める。</p> <p>○老人居宅介護等事業等に対応した構造・設備を有し、複数の要配慮者が入居できる施設(福祉仮設住宅)の建設や、生活支援サービスを提供するサポート拠点の整備についても検討する。</p>
コミュニティの維持等	<p>応急仮設住宅の建設及び入居にあたっては、従前地区の数世帯単位での入居を勧めるなど、地域コミュニティの維持に努めるとともに、集会所の建設や自治会の育成など地域活動の推進を図る。</p>

2 その他の応急住宅の確保

応急仮設住宅以外の方法による応急住宅の確保について、次に定める。

項目	概要
公営住宅の一時提供	<p>都市対策部は、市営住宅の空き部屋及び県が提供する県内及び近接都県の公営住宅の空室状況に応じて、仮設住宅入居対象者を基準として割り当てる。</p>
民間アパート等の活用	<p>都市対策部と県は、応急仮設住宅の建設に代えて、応急仮設住宅建設費用の範囲内で民間アパートを借り上げることによる応急住宅を設置することも検討する。</p>
災害救助法適用の際の民間賃貸住宅の借上げ	<p>都市対策部は、災害救助法が適用され、「民間賃貸住宅の借上げ」について県知事から本部長(市長)に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。</p>
帰省・疎開の奨励	<p>都市対策部と県は、友好都市や協定締結都市をはじめとした全国の自治体に公営住宅の空き家情報の提供を求め、出身地等への帰省や疎開を奨励する。</p>

3 災害救助法適用の際の住宅の応急修理等

都市対策部は、災害救助法が適用された際の居住機能回復のための住宅の応急修理及び障害物除去は、次により実施する。

(1) 被災住宅の応急修理

項目	概要
実施基準	災害救助法が適用され、被災住宅の応急修理業務について県知事から本部長(市長)に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。
実施する対象 (※)	○災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け(いわゆる準半壊)、自らの資力では応急修理をすることができない者 ○大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(いわゆる大規模半壊)
実施方法等	○災害緊急協力事業者等に協力を要請して実施する。

※被害の程度は、「半壊(焼)」「準半壊」「大規模半壊」が対象となり、資力要件については、「半壊(焼)」「準半壊」にのみ適用される。

(2) 生活障害物の除去

項目	概要
実施基準	災害救助法が適用され、被災住宅内の障害物除去業務について県知事から本部長(市長)に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。
実施する対象	○震災によるがけ崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等の堆積により当面の日常生活が営み得ない状態であること。 ○住家の被害は、全壊全焼、流失、床下浸水でないこと。 ○自らの資力により障害物の除去ができないと認められる場合。 ○会社の寮や社宅、物置、倉庫ではないこと。
実施方法等	○災害緊急協力事業者等に協力要請して実施する。
除去物の処理	除去した障害物の処理について環境対策部と調整を図り、「第13章 障害物の除去」に基づき実施する。

4 住宅対策に関する広報等

都市対策部は、危険度判定や仮設住宅、住宅の応急修理などの住宅支援の実施にあたっては、適切かつ円滑な調査・支援が可能となるよう、総合対策部や総合対策部、市民対策部と連携し、申請・相談窓口の設置や住宅支援内容等についての広報を実施する。

第 25 章 災害救助法の適用

第 1 節 災害救助法の運用にかかる基本方針

災害救助法は、災害により市町村単位で同法に定める基準以上の被害が生じた場合に適用となり、被災者の救援救護（以下、救助）は、国の責任において行われるものであるが、県知事が法定受託事務として救助の実施にあたる。

そのため、被災状況を的確に判断し、発災後速やかに災害救助法の適用を県知事に要請し、同法に基づく国及び県知事による救助の実施を求める。

第 2 節 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

本市における災害救助法の適用基準は次のとおり。

なお、災害救助法での「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

区 分	概 要
基準 1	本市域において、住家が滅失した世帯数が 150 世帯以上の場合。
基準 2	神奈川県下において、住家が滅失した世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合で、本市域において、住家が滅失した世帯数が 75 世帯以上の場合。
基準 3	被害が県下全域に及ぶ大災害で、住家が滅失した世帯数が 12,000 世帯以上で、本市域でも基準 2 に達しないが多数の住家が滅失した場合。
基準 4	○災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の住家が滅失した場合。 ○多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合（住家被害に関係なく、多数の者の生命又は身体に危害を及ぼす事故等）。

※滅失住家数の算出に際しては、住家の半壊・半焼した 2 世帯をもって、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができなくなった 3 世帯をもって、それぞれ滅失 1 世帯とみなす。

2 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて本計画に基づく救助を実施する。

第 3 節 災害救助法の適用要請及び救助の実施

1 災害救助法の適用要請等

災害救助法の適用は、本市から県知事への被災状況の報告及び法の適用要請に基づき判断される。

項目	概要
適用の要請	総合対策部は、被害の程度が災害救助法の適用基準に該当する、又は該当すると判断されるときは、本部長（市長）の承認を経て県知事に対して災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を要請する。
適用の通知	総合対策部は、県知事が当該災害への災害救助法適用を公示したときは、関係対策部にその旨を通知する。

2 災害救助法に定める救助の実施

災害救助法に定める救助は県知事が実施するが、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を内容及び期間を通知することで本部長（市長）に委任することができる。

(1) 救助の実施

項目	概要
実施の原則	総合対策部は、県知事からの本部長（市長）に対し救助の委任通知があった場合は、救助の実施を関係対策部に要請する。 ただし、事態の急迫により県知事からの委任通知を待つことができない場合は、事前に着手することができるが、その場合は速やかにその状況を県知事に情報提供する。
実施の範囲	関係対策部は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内で、現物をもって行うことを原則に救助を実施する。
実施状況の記録	関係対策部は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、「(2) 救助の種類と報告事項」に基づき必要事項を記録する。 なお、これらの報告は、救助物資や義援金の配分基礎、各種対策の基礎資料、費用精算資料となるため、確実に記録する。
実施状況の報告	関係対策部は、実施状況の記録を総合対策部に報告する。 総合対策部は各対策部からの報告をとりまとめ、「(3) 県知事への報告」に基づき、県知事に報告する。
予算措置	災害救助法による救助の委任が通知された場合は、総合対策部は財政対策部に対して繰替支弁に伴う予算措置を講じるよう要請し、繰替支弁金の交付を県知事に申請する。
県との協力	○関係対策部は、県が行う救助に必要な情報提供に協力する。 ○県知事がより救助を迅速に実施するため、本部長（市長）に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、県知事と調整を進め、相互の業務を明確にした上で実施する。
実施期間の延長	○各対策部は、所定の期間内に救助を完了できないと判断する場合は、下記の事項を総合対策部に報告する。 ①延長の期間 ②期間の延長を必要とする救助内容と実施場所 ③期間を延長する理由 ④その他必要事項 ○総合対策部は、各対策部からの期間延長の報告に基づき、県知事へ救助実施期間の延長を要請する。

(2) 救助の種類と報告事項

関係対策部が実施する救助の内容及び救助実施状況の記録・報告事項（既支出額及び今後の支出見込額は全救助必須）は、「災害救助事務取扱要領」（内閣府）によるものとするが、概要は次のとおりである。

救助の種類	関係対策部	支出額以外に記録・報告する内容
避難所の設置	総合対策部	箇所数、収容人員数
炊き出し・食品の供給	総合対策部	箇所数、給食数、給食人員数
飲料水の供給	上下水道対策部	対象人員数、給水車台数
生活必需品の提供	総合対策部	主たる品目別給与点数及び給与世帯数
医療・助産	健康対策部	医療班数、医療機関数、患者・分娩者数
被災者の救出	総合対策部	救出人員数、行方不明者数
住宅の応急修理	都市対策部	対象世帯数
学用品の支給	教育対策部	学校別対象者数及び支給点数
遺体の捜索、処理	福祉こども対策部 消防対策部	遺体処理数
埋葬	健康対策部	埋火葬数
生活障害物の除去	都市対策部	対象世帯数
応急仮設住宅の建設 (民間住宅借上げ)	都市対策部	設置(希望)戸数、完成戸数、(借上げ戸数)

(3) 県知事への報告

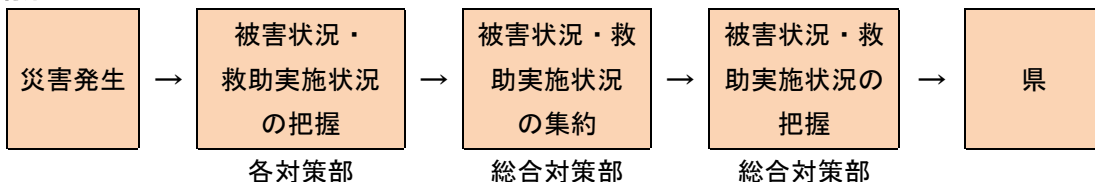
災害救助法に基づく「災害報告」は、災害発生からの時間経過に伴い、発生報告、中間報告、確定報告に区分されている。

総合対策部は、救助を実施する関係対策部からの報告を取りまとめ、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して速やかに県知事に報告する。

区分	時期	内容	方法
発生報告	災害発生直後	1 災害発生の日時・場所・原因 2 災害発生時における被害状況 3 法適用要請の見込み 4 既に取った措置及び今後の措置等	電話、 F A X 等
中間報告	必要の都度 又は 報告要請時	1 災害発生の日時・場所・原因 2 被害状況 3 法適用要請の有無 4 応急救助の実施状況 5 救助費概算額等	文書

区分	時期	内容	方法
確定報告	応急救助の完了後	1 災害発生の日時・場所・原因 2 確定した被害状況 3 応急救助の実施状況	文書

<報告フロー図>

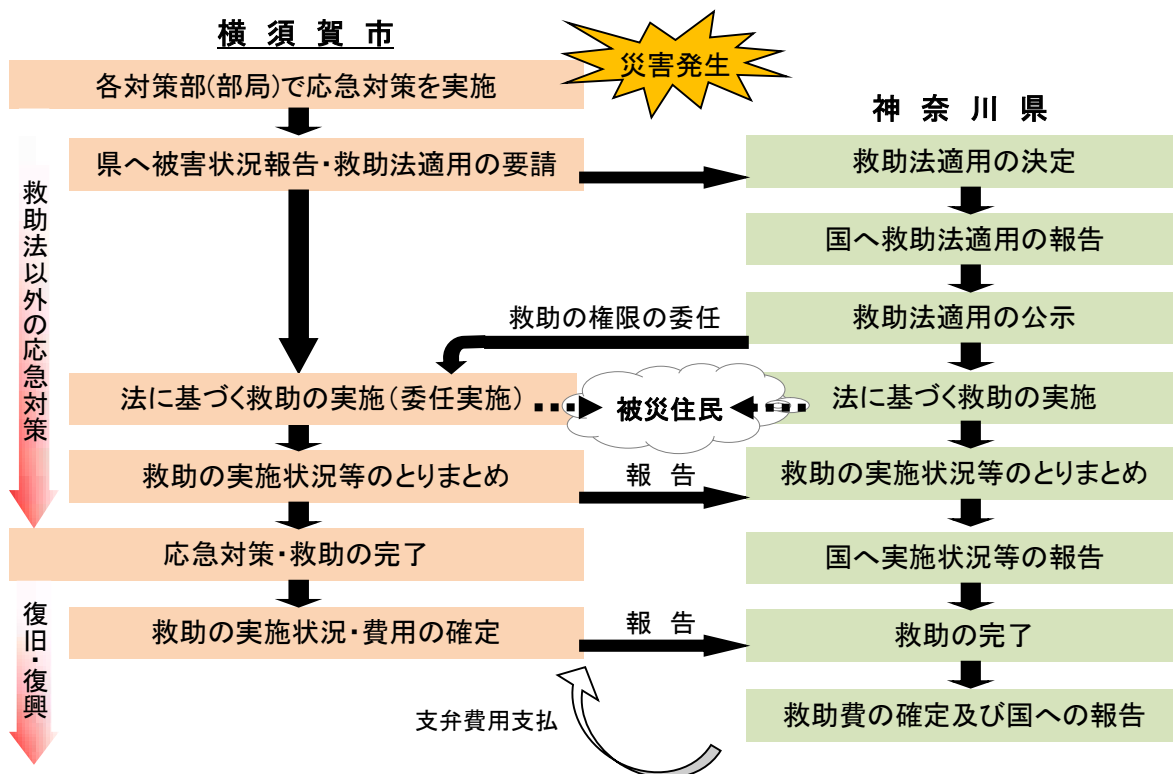


(4) 救助費用の精算

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、総合対策部と財務対策部が連携し実施する。

なお、関係対策部は、精算事務に必要となる初期活動から救助活動が完了するまでの間の救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用に関する関係書類を上記(2)に基づき整備・保存する。

<災害発生からの救助法適用の流れ>



第26章 津波対策

第1節 津波対策にかかる基本方針

津波による被害を最小限に留めるためには、津波警報等を防災行政無線等により迅速に伝達するとともに、市民等自らが津波警報等を覚知した時点で、速やかに海岸から離れた高いところへ避難することが必要である。

このことから、あらゆる関係者が連携協力し、迅速で適切な対応・対策の実施に努める。

第2節 津波警報等の収集・伝達

1 津波情報の収集

地震による津波に関する情報は次のとおり気象庁から発表されるので、総合対策部をはじめ各対策部は正確な情報収集に努める。

(1) 津波警報・注意報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震（※1）については約2分）を目標に、大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報を津波予報区（東京湾内湾、相模湾・三浦半島）ごとに発表する。

種類	巨大地震の場合の発表	数値での発表(発表基準)
大津波警報 (特別警報)	巨大	10 m 超(10m<予想高さ(※2))
		10 m (5m<予想の高さ≤10m)
		5 m (3m<予想の高さ≤5m)
津波警報	高い	3 m (1m<予想の高さ≤3m)
津波注意報	(表記しない)	1 m (20cm<予想の高さ≤1m)

(※1) 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

(※2) 「津波の高さ」は、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう

【留意事項】

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

区分	概要
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※1)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報(※2)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報(※3)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(※1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。また、津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- ・沿岸で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容		
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(3) 津波予報

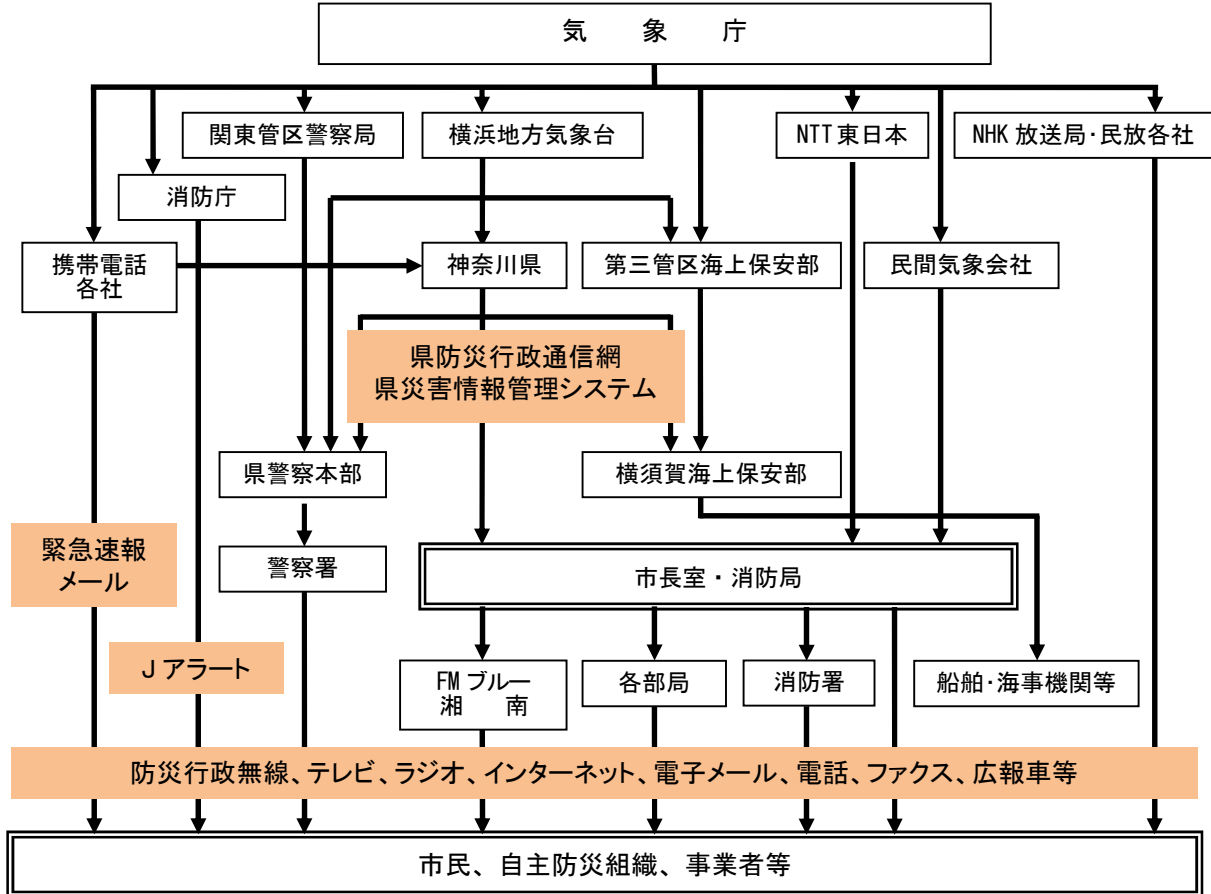
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。)

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

2 津波警報・注意報の伝達

(1) 津波警報・注意報の伝達系統

津波警報等が発表された場合の情報の伝達系統を次に示す。



(2) 津波警報・注意報の伝達

津波警報等が発表された場合は、「第4章第5節 市民への情報伝達」及び「第3節 津波発生時の対策」により市民等への情報伝達を実施する。

3 関係機関相互の情報伝達

総合対策部及び関係対策部は、津波に関する情報の的確な把握と海岸・海上部における安全確保のため、県及び防災関係機関等との緊密な情報共有を行う。

第3節 津波発生時の対策

1 津波発生時等の対策

津波発生時又は津波警報等受信時の対策は、次のとおり実施する。

項目	概要
住民への情報伝達	<p>○総合対策部は、津波警報等を受信した場合は、防災行政無線等により迅速に沿岸地域へ情報伝達を実施する。</p> <p>○大津波警報（特別警報）及び津波警報については、全国瞬時警報システム（Jアラート）により防災行政無線が自動放送されるが、その後も手動放送により繰り返し情報伝達を行う。</p>
避難指示の発令	<p>○市長は、大津波警報・津波警報が発令された場合は、津波浸水想定区域など津波による浸水が予測される地域に対して、避難指示を発令する。</p> <p>○総合対策部は、避難所開設の際には、浸水が予測される地域にある避難所の開設を一時見合わせる等の措置を行う。</p>
海岸保全施設への対応	<p>港湾対策部は、海岸保全施設の的確な防潮対策を実施し、安全を確保した上で海岸保全施設をパトロールする。</p>
水防活動の実施	<p>水防法第16条により県から水防警報の通知を受けた場合、関係対策部は、同法第17条に基づき水防活動を実施する。</p>
船舶等への情報伝達	<p>○海上保安部は、大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表された場合は、関係機関へ迅速に伝達・周知するとともに在港船舶に対して、荷役作業の中止や港外退避を行うよう勧告する。</p> <p>○津波注意報が発表された場合にも、その取り扱い並びに周知に関しては警報に準じて処理する。</p>
事業者への注意喚起	<p>○経済対策部は、漁業協同組合や海洋レジャー事業者への注意喚起を行う。</p> <p>○港湾対策部は、港湾事業者への注意喚起を行う。</p>
対策上の留意点	<p>職員は、避難の呼び掛け、避難誘導、海面監視活動、水防活動等を実施する際は、自身が被害を受けないよう行動する。</p>

2 津波からの避難

津波から身を守るためには、「海岸から離れた高いところへ」避難することが重要であり、平常時から、ハザードマップや表示板などにより、津波に関する知識の普及を図りつつ、津波発生時には迅速な避難を呼びかける。

